

総務委員会

庶務報告

政策経営部

- (1) スタジアム構想の今後の進め方について (スタジアム構想担当課長)

総務部

- (1) 事業用定期借地契約締結差止等請求控訴事件の上告提起及び上告受理申立てについて (総務課長)
- (2) 国家賠償請求事件について (総務課長)
- (3) 裁決取消請求事件について (総務課長)
- (4) 生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の判決について (総務課長)
- (5) かつしか若者未来会議の実施について (すぐやる課長)
- (6) 葛飾区男女平等推進センター軽食喫茶事業者について (人権推進課長)
- (7) 工事契約について (契約管財課長)
- (8) 監査業務等の支援に関する協定について (契約管財課長)

施設部

- (1) 旧小谷野小学校敷地活用の検討状況について (施設管理課長)

地域振興部

- (1) 自治町会の伴走型支援プロジェクトについて (地域振興課長)
- (2) 地区センターへの通信カラオケ導入について (地域振興課長)
- (3) 絵画「堀切菖蒲園(セオドア・ウォレス作)」(宮内庁)の展示について (文化国際課長)

庶務報告 No. 1
政策経営部
令和7年4月8日

スタジアム構想の今後の進め方について

スタジアム構想担当課

1 今後の進め方

今年度は、基礎調査の結果を踏まえて委託にて民間事業者等へのヒアリングを実施し、本敷地の活用のアイデアや収益性、想定される事業手法を整理するとともに、日影のシミュレーション等を行っていく。

また、スタジアム構想の検討を進めるに当たり、区主催のイベント等での周知や住民説明会の開催、地元自治町会等と定期的な意見交換を行う予定である。

2 令和7年3月15日に開催した住民説明会での主な意見

(1) 参加者数 30人

(2) 主な意見

- ・スタジアム整備は決定したのか。高齢で説明会に参加できない人もいる。丁寧に周知してほしい。
- ・スタジアムのみに着目せず新小岩地域全体でのまちの将来像を示してほしい。
- ・都市公園の制約のため、まちの活性化が達成できないことを懸念している。
- ・収益性を踏まえてドーム型など多目的な施設整備を検討すべきである。
- ・天然芝を導入すると、区民の利用が限られるのではないかと。
- ・試合時の大声援が遮音できるとは思えない。作った後の対策には限界がある。
- ・収益性を優先してコンサート開催となれば、騒音等により住環境に悪影響が生じることを不安に感じている。
- ・スタジアムができる前に住民としっかりコミュニケーションをとってほしい。
- ・スタジアム周辺の地価が下がるのではないかと。近隣住民の犠牲をもとに成り立つ地域振興では困る。

庶務報告 No. 1
総務部
令和7年4月8日

事業用定期借地契約締結差止等請求控訴事件の上告提起及び上告受理申立てについて

総務課

令和6年6月3日に東京高等裁判所に控訴の提起があり、同年12月18日に判決の言渡しが行われた事件について、次のとおり、同月27日に最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てがあったため、報告するもの

1 控訴審における控訴人の主張

葛飾区児童相談所基本計画に基づく[]（以下「本件所有者」という。）と葛飾区との間の令和4年3月31日付けの事業用定期借地権設定契約（以下「本件借地権設定契約」という。）及びそれを目的とする土地一時賃貸借契約は、財務会計上の行為についての裁量権を濫用・逸脱し無効であるから、

- (1) 地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、本件借地権設定契約に基づく地代の支出命令及び地代支払の各差止め
- (2) 地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告葛飾区長に対し、青木克徳、予算執行職員、会計職員及び契約相手方（賃貸人）に対する、土地一時賃貸借契約及び本件借地権設定契約に基づき支払われた地代及び遅延損害金相当額の損害賠償請求又は賠償命令の発令の権限の行使を求める。

2 控訴審の判決

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴人の当審における拡張請求及び追加請求をいずれも棄却する。
- (3) 当審における訴訟費用はすべて控訴人の負担とする。
- (4) なお、次に掲げる訴えについては、控訴人の請求の減縮により失効している。

ア 被告葛飾区児童相談部児童相談課長に対し、本件借地権設定契約に基づく賃料の支出命令の差止めを求める訴えのうち、令和5年7月分から令和6年2月

分までの賃料の支出命令の差止めを求める部分

イ 被告葛飾区会計管理者に対し、本件借地権設定契約に基づく賃料の支出の差止めを求める訴えのうち、令和5年7月分から令和6年2月分までの賃料の支出の差止めを求める部分

3 上告提起及び上告受理申立ての内容

(1) 事件名  行政上告提起事件
行政上告受理申立て事件

(2) 裁判所 最高裁判所

(3) 上告人及び申立人（一審原告・控訴審控訴人）



(4) 被上告人及び相手方（一審被告・控訴審被控訴人）

ア 葛飾区長

イ 葛飾区児童相談部児童相談課長 森 孝行

ウ 葛飾区会計管理者 佐々木 健二郎

(5) 上告提起及び上告受理申立ての趣旨

ア 上告を受理する。

イ 原判決を次のとおり変更する。

ウ 相手方葛飾区長青木克徳は、青木克徳及び本件所有者に対し、各自2,418万7,163円（土地一時賃貸借契約に基づく令和3年5月分から令和4年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を請求せよ。

エ 相手方葛飾区長青木克徳は、忠宏彰及び宮地智弘に対し、各自2,418万7,163円（土地一時賃貸借契約に基づく令和3年5月分から令和4年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

オ 相手方葛飾区児童相談部児童相談課長は、相手方葛飾区会計管理者（以下「相手方人会計管理者」という。）に対し、令和7年1月以降、本件借地権設定契約に基づく月額賃料219万8,833円の支出命令をしてはならない。

カ 相手方会計管理者は、令和7年1月以降、本件借地権設定契約に基づく月額賃料219万8,833円の支出をしてはならない。

キ 相手方葛飾区長青木克徳は、青木克徳及び本件所有者に対し、各自6,596万4,990円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和6年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を請求せよ。

ク 相手方葛飾区長青木克徳は、忠宏彰に対し、2,638万5,996円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和5年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

ケ 相手方葛飾区長青木克徳は、石田昌江に対し、5,277万1,992円（本件借地権設定契約に基づく令和4年4月分から令和6年3月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

コ 相手方葛飾区長青木克徳は、森孝行に対し、3,957万8,994円（本件借地権設定契約に基づく令和5年4月分から令和6年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

サ 相手方葛飾区長青木克徳は、佐々木健二郎に対し、1,319万2,998円（本件借地権設定契約に基づく令和6年4月分から同年9月分までの支払地代の合計）及び各支払金に対する各支払日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の賠償の命令をせよ。

シ 訴訟費用は第一審、控訴審及び上告審を通じて被控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の経過

- (1) 令和3年8月4日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月20日）
- (2) 令和3年10月6日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和3年11月17日 第2回口頭弁論期日（訴状訂正申立書により被告追加）
- (4) 令和3年11月30日 裁判所による被告変更の許可決定

- (5) 令和4年1月26日 第3回口頭弁論期日
- (6) 令和4年3月9日 第4回口頭弁論期日
- (7) 令和4年5月11日 第5回口頭弁論期日 (原告による訴え内容の変更申立て)
- (8) 令和4年6月29日 第6回口頭弁論期日
- (9) 令和4年9月14日 第7回口頭弁論期日
- (10) 令和4年12月7日 第8回口頭弁論期日
- (11) 令和5年2月15日 第9回口頭弁論期日
- (12) 令和5年5月18日 進行協議期日
- (13) 令和5年6月15日 第1回弁論準備手続期日 (原告による再度の訴え変更の申立て)
- (14) 令和5年7月25日 第2回弁論準備手続期日
- (15) 令和5年9月20日 第3回弁論準備手続期日
- (16) 令和5年10月27日 第4回弁論準備手続期日
- (17) 令和5年12月18日 第10回口頭弁論期日
- (18) 令和6年2月28日 第11回口頭弁論期日 (弁論終結)
- (19) 令和6年5月22日 一審判決言渡し
- (20) 令和6年6月3日 控訴の提起 (葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同年8月8日)
- (21) 令和6年10月9日 控訴審口頭弁論期日 (弁論終結)
- (22) 令和6年12月18日 控訴審判決言渡し
- (23) 令和6年12月27日 上告の提起及び上告受理の申立て (葛飾区に上告状兼上告受理申立書が送達され、上告理由書及び上告受理申立理由書が裁判所に提出されたのは令和7年2月28日、上告理由補充書及び上告受理申立理由補充書が裁判所に提出されたのは同年3月3日。)

5 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力する等して対応する。

庶務報告 No. 2
総務部
令和7年4月8日

国家賠償請求事件について

総務課

次のとおり、国家賠償請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

- (1) 原告らは、原告らの生活扶助における障害者加算等を求める申請に対し、被告が年金証書等に依拠した機械的形式的な判断による対応に終始したことにより、障害を抱える原告らの特別の負担・需要が無視され、精神的苦痛を被った。
- (2) 原告[]が葛飾区被保護者自立促進事業実施要綱に基づき日常的な健康管理や健康増進を目的とする健康管理機器として電気カミソリの購入費用の給付を求めたところ、被告が電気カミソリは理美容機器であるという原告[]の実情を無視した機械的形式的な判断をしたことは、当該事業の目的に反するため、原告[]が電気カミソリの購入費用の支給を受けられる地位にあることの確認を求める。

2 訴訟の内容

- (1) 事件名 [] 国家賠償請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告
 - ア []
 - イ []
- (4) 被告
葛飾区
- (5) 請求の趣旨

ア 被告は、原告らに対し、金11万円及びこれに対する本訴提起の日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え

イ 被告の葛飾区被保護者自立促進事業要綱に基づき、原告[REDACTED]が被告から金1万8,800円の支給を受けられる地位にあることを確認する

ウ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

- (1) 令和7年2月19日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月20日）
- (2) 令和7年4月15日 口頭弁論期日

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

論期日は現時点では指定されていない。

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 No. 4
総務部
令和7年4月8日

生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の判決について

総務課

次のとおり、生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件の判決があったため、報告するもの

1 一審における原告の主張

- (1) 厚生労働大臣は、生活保護基準を減額する内容の平成25年5月16日厚生労働省告示第174号（以下「平成25年告示」という。）、平成26年3月31日厚生労働省告示第136号（以下「平成26年告示」という。）及び平成27年3月31日厚生労働省告示第227号（以下「平成27年告示」といい、平成25年告示及び平成26年告示と併せて「本件各告示」という。）を発した。本件各告示は、憲法第25条及び生活保護法に違反するものである。
- (2) 原告の生活保護の実施責任を有する福祉事務所長は、違憲・違法な本件各告示に従って原告に対する生活保護変更決定（以下平成25年告示に基づく決定を「平成25年変更処分」といい、平成26年告示に基づく決定を「平成26年変更処分」といい、平成27年告示に基づく決定を「平成27年変更処分」といい、以下これらを併せて「本件各処分」という。）を行ったものであり、本件各処分も違憲・違法である。
- (3) なお、原告は、厚生労働大臣による違憲・違法な本件各告示の発出によって、本件各処分を受け、これによって生活が窮状に陥るなどして、多大な精神的苦痛を被ったとして、国に対し、本件各処分について慰謝料金5,000円を請求している。

2 一審における請求の趣旨の概要（訴えの変更後のもの）

- (1) 平成25年変更処分の取消しを求める請求（第1事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分のうち、生活扶助の金

額を減額した部分を取り消せ。

イ 予備的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成25年変更処分全部を取り消せ。

(2) 平成26年変更処分の取消し等を求める請求（第1事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分のうち、これに基づく支給額を超えて原告が求める生活扶助費の額を支給しなかった部分を取り消せ。

イ 予備的請求

(ア) 福祉事務所長が原告に対して行った平成26年変更処分全部を取り消せ。

(イ) 福祉事務所長は、原告に対し、平成26年4月分の生活扶助費につき、消費増税対応扶助費の額を支給する旨の保護変更決定をせよ。

(3) 平成27年変更処分の取消し等を求める請求（第2事件）

ア 主位的請求

福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分（ただし、原告■■■■■については、平成25年変更処分及び平成26年変更処分も含む。）のうち、これに基づく支給額を超えて消費増税対応扶助費の額を支給しなかった部分を取り消せ。（以下(1)ア及び(2)アと併せて「主位的取消請求」という。）

イ 予備的請求

(ア) 福祉事務所長が原告に対して行った平成27年変更処分全部を取り消せ。

（以下(1)イ及び(2)イ（ア）と併せて「予備的取消請求」という。）

(イ) 福祉事務所長は、原告に対し、平成27年4月分の生活扶助費につき、消費増税対応扶助費の額を支給する旨の保護変更決定をせよ。（以下(2)イ（イ）と併せて「本件義務付けの訴え」という。）

(4) 国家賠償請求（第1・第2事件）

被告国は、原告に対し、本件各処分のそれぞれについて損害金5,000円及びこれに対する本件各告示の各発出の日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

3 一審の判決

(1) 主文の概要（他の地方公共団体のみに関係のある部分を除く。）

(2) 裁判所 東京高等裁判所

(3) 控訴人（一審被告） 葛飾区

(4) 被控訴人（一審原告）

ア

（第1・第2事件原告）

イ

2事件原告)

（第1・第

ウ

（第2事件原告）

(5) 控訴の趣旨の要旨

ア 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

イ 上記取消しに係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用のうち、控訴人と被控訴人との間に生じた部分は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

(6) 控訴の理由

生活保護は、生活保護法の定めるところにより国が定める保護の基準に基づき実施されるものであるところ、国から、本判決は社会的影響や他の生活保護訴訟に対する影響が大きいと、控訴する方向で検討しているとの考えが示された。葛飾区においても、国の基準である本件各告示に基づいて本件各処分を行っているため、本件各処分の前提となる本件各告示の違法性等について、高等裁判所の判断を仰ぐ必要がある。

5 控訴審の判決

(1) 主文の概要（葛飾区に関連する部分に限る。）

ア 一審被告各地方公共団体の本件控訴を棄却する。

イ 一審被告各地方公共団体の控訴に係る訴訟費用は一審被告各地方公共団体の負担とする。

(2) 判決の理由の概要

本件各告示による生活扶助基準の改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法であり、これに伴って福祉事務所長によってされた本件各処分も違法であるので、本件各処分の全部の取消しを求める一審

原告らの請求は理由がある。

6 事件の経過

- (1) 平成27年6月19日 第1事件訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年12月17日）
- (2) 平成28年2月15日 第1回進行協議期日
- (3) 平成28年2月19日 第2事件訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年11月14日）
- (4) 平成28年5月16日 第1回口頭弁論期日
- (5) 平成28年6月20日 第2回進行協議期日
- (6) 平成28年9月26日 第2回口頭弁論期日
- (7) 平成28年10月24日 第3回進行協議期日
- (8) 平成28年12月19日 第3回口頭弁論期日
- (9) 平成29年2月17日 第4回進行協議期日
- (10) 平成29年2月17日 第1事件・第2事件併合
- (11) 平成29年3月29日 第4回口頭弁論期日
- (12) 平成29年6月2日 第5回進行協議期日
- (13) 平成29年7月19日 第5回口頭弁論期日
- (14) 平成29年9月14日 第6回進行協議期日
- (15) 平成29年11月1日 第6回口頭弁論期日
- (16) 平成29年12月15日 第7回進行協議期日
- (17) 平成30年2月9日 第7回口頭弁論期日
- (18) 平成30年3月23日 第8回進行協議期日
- (19) 平成30年5月23日 第8回口頭弁論期日
- (20) 平成30年7月6日 第9回進行協議期日
- (21) 平成30年9月14日 第9回口頭弁論期日
- (22) 平成30年10月12日 第10回進行協議期日
- (23) 平成30年11月30日 第10回口頭弁論期日
- (24) 平成31年1月25日 第11回進行協議期日
- (25) 平成31年2月22日 第11回口頭弁論期日・第12回進行協議期日

- (26) 平成31年 3月26日 第13回進行協議期日
- (27) 令和元年 5月 7日 第12回口頭弁論期日・第14回進行協議期日
- (28) 令和元年 6月16日 訴えの変更
- (29) 令和元年 6月21日 第15回進行協議期日
- (30) 令和元年 7月26日 第13回口頭弁論期日・第16回進行協議期日
- (31) 令和元年 9月20日 第17回進行協議期日
- (32) 令和元年10月18日 第18回進行協議期日
- (33) 令和元年11月22日 第14回口頭弁論期日・第19回進行協議期日
- (34) 令和元年12月20日 第20回進行協議期日
- (35) 令和 2年 1月24日 第15回口頭弁論期日・第21回進行協議期日
- (36) 令和 2年 2月21日 第22回進行協議期日
- (37) 令和 2年 3月13日 第23回進行協議期日
- (38) 令和 2年 7月10日 第24回進行協議期日
- (39) 令和 2年 9月25日 第16回口頭弁論期日・第25回進行協議期日
- (40) 令和 2年10月23日 第26回進行協議期日
- (41) 令和 2年11月20日 第27回進行協議期日
- (42) 令和 2年12月23日 第17回口頭弁論期日
- (43) 令和 3年 2月19日 第28回進行協議期日
- (44) 令和 3年 4月16日 第29回進行協議期日
- (45) 令和 3年 6月25日 第18回口頭弁論期日・第30回進行協議期日
- (46) 令和 3年 8月27日 第31回進行協議期日
- (47) 令和 3年10月14日 第32回進行協議期日
- (48) 令和 3年12月22日 第19回口頭弁論期日
- (49) 令和 4年 6月24日 一審判決言渡し
- (50) 令和 4年 7月 7日 一審被告控訴の提起
- (51) 令和 4年 7月 8日 一審原告控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、
令和 5年12月 8日）
- (52) 令和 5年 9月26日 控訴審第 1 回進行協議
- (53) 令和 5年12月 8日 控訴審第 2 回進行協議

- (54) 令和6年1月30日 控訴審第3回進行協議
- (55) 令和6年3月12日 控訴審第1回口頭弁論
- (56) 令和6年6月18日 控訴審第2回口頭弁論
- (57) 令和6年9月26日 控訴審第3回口頭弁論
- (58) 令和6年12月19日 控訴審第4回口頭弁論
- (59) 令和7年3月27日 控訴審判決言渡し

7 区の方針

上訴をする予定である。

庶務報告	No. 5
総務部	
令和7年4月8日	

かつしか若者未来会議の実施について

すぐやる課

1 目的

若者自身が主体となってまちづくりについて議論する場を設け、自ら事業を企画し、それを実現させる経験を通じて、課題解決能力や区政への参画意識を培う。

2 令和7年度実施概要

(1) 対象

高校生相当年齢から満29歳まで

(2) 人数

6名程度

(3) スケジュール (予定)

令和7年4～5月頃 参加者募集 (広報紙、区HP等)

令和7年5～9月頃 調査、企画、調整及び発表準備等 (5回程度)

令和7年9月頃 事業提案のプレゼンテーション

令和7年9月

～令和8年2月頃 事業実施 (100万円以内の提案事業を実施する)

令和8年2月頃 事業報告会

3 令和6年度の実施結果について

(1) 会議実施状況

ア 会議参加者数

6名 (高校生1名、大学生2名、社会人3名)

イ 会議実施回数

18回 (区長への事業説明含む)

(2) 実施事業内容

ア 概要

会議の中で若者から出された「若者にもっと葛飾を好きになってもらいたい」、「若者が地域に関わる機会を設けたい」という思いを実現するイベントとして、カナマチぷらっとで「かつしかデザインラボ」を実施した。

イ 日時

令和7年2月16日（日）午後1時から午後5時まで

ウ 場所

カナマチぷらっと（金町六丁目5番1号ベルトーレ金町3階）

エ イベント参加者数

201人

(3) イベント当日の状況

ア かつしかリビング

会議参加者がファシリテーターとなり、イベント参加者へ対面でコーヒーを提供しながら、葛飾区の好きなお店や趣味などを話し合った。



イ かつしかマップ

イベント参加者が葛飾区の地図に自分の好きな飲食店や施設を記載し、1つの地図を作り上げた。



庶務報告 No. 6
総務部
令和7年4月8日

葛飾区男女平等推進センター軽食喫茶事業者について

人権推進課

1 概要

男女平等推進センターで新たに軽食喫茶の提供を行う事業者を公募し、事業者を決定したため、その経過等を報告するもの

2 経過

- 令和7年2月4日 公有財産管理運用委員会付議
- 2月12日 公募締切（申込数：1事業者）
- 3月3日 男女平等推進センター軽食喫茶事業者選定委員会
- 3月21日 食堂等運営委員会付議
- 4月1日 行政財産使用許可書交付

3 決定事業者

(1) 事業者

有限会社ブルーランジュリー・オーヴェルニュ

代表取締役 井上 克哉

東京都葛飾区立石六丁目5番7号

(2) 営業日

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日（定休日：水曜日、日曜日、祝日）

(3) 営業時間

午前10時から午後3時まで

4 今後の主なスケジュール（予定）

- (1) 使用許可場所の貸出開始 令和7年5月1日（木）

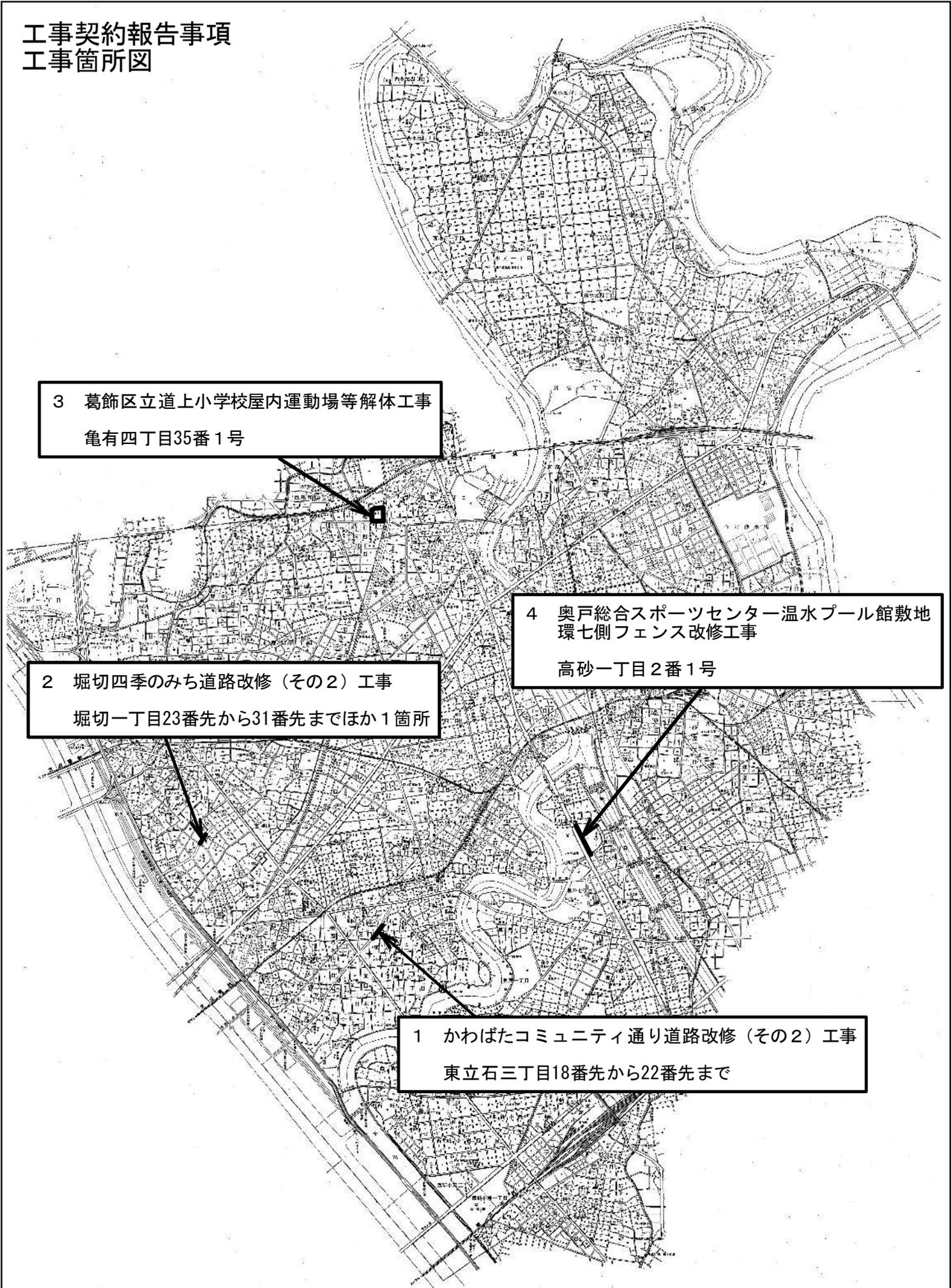
庶務報告 No. 7
総務部
令和7年4月8日

工事契約について

契約管財課

報告番号	工事件名 (工事箇所)	工事概要	契約の方法 契約金額(円)	契約の相手	契約年月日 工 期
1	かわばたコミュニティ通り道路改修(その2)工事 (東立石三丁目18番先から22番先まで)	車道舗装工事 面積: 713.00 m ² 歩道舗装工事 面積: 695.00 m ²	施工能力審査型総合評価一般競争入札 101,343,000	葛飾区東新小岩 七丁目24番12号 尾花興業株式会社 代表取締役 尾花 弘行	令和7年3月10日 令和7年12月9日
2	堀切四季のみち道路改修(その2)工事 (堀切一丁目23番先から31番先までほか1箇所)	車道舗装工事 面積: 678.00 m ² 歩道舗装工事 面積: 1,065.00 m ²	施工能力審査型総合評価一般競争入札 123,992,000	葛飾区東水元 五丁目18番12号 新隆建設株式会社 代表取締役 平山 孝広	令和7年3月11日 令和8年1月15日
3	葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事 (亀有四丁目35番1号)	体育館棟、校舎棟及び付属建築物の解体工事	制限付一般競争入札 133,100,000	港区海岸 二丁目6番30号 株式会社前田産業 東京支店 東京支店長 前田 進	令和7年3月14日 令和8年3月13日
4	奥戸総合スポーツセンター温水プール館敷地環七側フェンス改修工事 (高砂一丁目2番1号)	フェンス改修工事	施工能力審査型総合評価一般競争入札 124,700,000	葛飾区新小岩 三丁目11番7号 株式会社田辺工務店 代表取締役 田邊 哲也	令和7年3月14日 令和7年9月30日

工事契約報告事項
工事箇所図



3 葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事
亀有四丁目35番1号

2 堀切四季のみち道路改修(その2)工事
堀切一丁目23番先から31番先までほか1箇所

4 奥戸総合スポーツセンター温水プール館敷地
環七側フェンス改修工事
高砂一丁目2番1号

1 かわばたコミュニティ通り道路改修(その2)工事
東立石三丁目18番先から22番先まで

令和 6 年度

入札経過調書

案件番号	0000005312
件名	かわばたコミュニティ通り道路改修（その2）工事
履行場所	東京都葛飾区東立石三丁目18番先から22番先まで
工期	令和7年3月11日から令和7年12月9日まで 180日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年2月17日
開札日時	令和7年3月7日 13時30分 電子入札
落札者名	尾花興業株式会社 代表取締役 尾花 弘行 東京都葛飾区東新小岩七丁目24番12号
落札金額	101,343,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社歩土建工業					辞退
2	尾花興業株式会社	101,343,000	6.7	21.0	27.7	落札
3	有限会社小針土木					辞退
4	株式会社マルトシンケン	99,699,600	8.1	17.0	25.1	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	109,560,000 円
------	---------------

令和 6 年度

入札経過調書

案件番号	0000005313
件名	堀切四季のみち道路改修（その2）工事
履行場所	東京都葛飾区堀切一丁目23番先から31番先までほか1箇所
工期	令和7年3月12日から令和8年1月15日まで 200日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年2月18日
開札日時	令和7年3月10日 13時30分 電子入札
落札者名	新隆建設株式会社 代表取締役 平山 孝広 東京都葛飾区東水元五丁目18番12号
落札金額	123,992,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社歩土建工業	132,000,000	0.9	17.0	17.9	
2	尾花興業株式会社					辞退
3	有限会社小針土木					辞退
4	新隆建設株式会社	123,992,000	6.3	20.0	26.3	落札
5	株式会社マルトシンケン	121,500,000	8.0	17.0	25.0	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	133,448,700 円
------	---------------

令和 6 年度

入札経過調書

案件番号	0000005212
件名	葛飾区立道上小学校屋内運動場等解体工事
履行場所	東京都葛飾区亀有四丁目35番1号
工期	令和7年3月17日から令和8年3月13日まで 241日間
入札方法	制限付一般競争入札
資料配付日	令和7年2月26日
開札日時	令和7年3月13日 14時30分 電子入札
落札者名	株式会社前田産業 東京支店 東京支店長 前田 進 東京都港区海岸二丁目6番30号
落札金額	133,100,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	株式会社内山商事 東京支店	134,310,000				
2	株式会社誠和土木	134,276,890				
3	株式会社高田工業	133,485,000				
4	株式会社滝口興業 東京支店	134,278,980				
5	初谷建設株式会社 東京支店	133,557,050				
6	株式会社前田産業 東京支店	133,100,000				落札
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	144,386,000 円
------	---------------

令和6年度

入札経過調書

案件番号	000005315
件名	奥戸総合スポーツセンター温水プール館敷地環七側フェンス改修工事
履行場所	東京都葛飾区高砂一丁目2番1号
工期	令和7年3月17日から令和7年9月30日まで 134日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和7年2月21日
開札日時	令和7年3月13日 13時30分 電子入札
落札者名	株式会社田辺工務店 代表取締役 田邊 哲也 東京都葛飾区新小岩三丁目11番7号
落札金額	124,700,000 円

項番	企業名	入札価格(円)	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	株式会社金子工務店	126,874,000	0.0	22.5	22.5	
2	小松建設株式会社	126,500,000	0.2	21.0	21.2	
3	株式会社田辺工務店	124,700,000	1.5	23.5	25.0	落札
4	大翔建設株式会社	125,800,000	0.7	22.0	22.7	
5	株式会社大徳工務店					辞退
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	126,874,000 円
------	---------------

庶務報告 No. 8
総務部
令和7年4月8日

監査業務等の支援に関する協定について

契約管財課

1 概要

社会福祉法人等に対する監査業務及び業務委託契約のプロポーザル方式による事業者選定において、外部有識者の視点を取り入れた効果的・効率的な事務方法について検討を進めてきたところである。

そうした中、本区在住者が数多く在籍し、税務やコンサルティングなど幅広い分野に携わる公認会計士が所属する日本公認会計士協会東京会葛飾会と協議を重ね、今般、本区の監査業務等に対する支援に関して合意に至ったことから、次のとおり協定を締結したもの

2 協定の相手方

日本公認会計士協会東京会葛飾会会長 伊藤 則和

3 支援を求める主な内容

- (1) 社会福祉法人等の決算書類等の審査作業や実地監査などの支援
- (2) プロポーザル方式に参加する事業者の財務状況の確認支援
- (3) 区職員の相談対応

4 協定締結日

令和7年3月17日

協定に基づく支援は、令和7年4月1日から開始

5 協定書

別紙のとおり

葛飾区における監査業務等の支援に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と日本公認会計士協会東京会葛飾会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う監査業務等における決算書類等の審査作業等を乙が支援することにより、甲の監査業務等の精度を向上させることを目的とする。

（実施方法等）

第2条 乙所属の公認会計士は、甲が指定する日時及び実施場所で甲の監査業務等の支援（以下「支援」という。）をすることとする。

2 支援の具体的な実施方法等については、甲乙協議の上定める。

（連絡調整）

第3条 支援に係る連絡調整は、甲は監査業務等を所管する課長が、乙は支援をする公認会計士が行う。

（定めのない事項の扱い）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（情報の保護）

第5条 乙は、支援に際し知り得た情報については、この協定の期間中はもとより、この協定が終了した後も第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に所有者等から承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の3箇月前までに甲及び乙のいずれかから協定を継続しない旨の申出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年3月17日

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
甲 葛飾区
葛飾区長

東京都千代田区九段南四丁目4番9号ニッキン第2ビル
日本公認会計士協会東京会地区課内
乙 日本公認会計士協会東京会葛飾会
葛飾会会長

庶務報告 No. 1
施設部
令和7年4月8日

旧小谷野小学校敷地活用の検討状況について

施設管理課

1 趣旨

旧小谷野小学校敷地活用については、令和6年度より基本構想・基本計画の策定に着手したところであるが、庁内において（仮称）子ども未来プラザ小菅の整備を含んだ活用の検討を重ね、今般、旧小谷野小学校敷地活用のコンセプト（案）等を取りまとめたため報告するもの

2 敷地概要

- (1) 所在地 葛飾区堀切4-60-1
- (2) 敷地面積 7,259.87㎡（小谷野しょうぶ児童遊園747.39㎡含む）
- (3) 用途地域 準工業地域

3 基本理念・基本コンセプト（案）等

別紙「旧小谷野小学校敷地活用検討（案）のたたき台」のとおり

4 施設規模（案）

基本理念・基本コンセプトを満たすための機能を充実させながら、既存の旧校舎・体育館よりコンパクトな施設規模とするほか、防災活動拠点・園庭を含むオープンスペースを当該敷地の半分程度確保することで、敷地全体の効果的・効率的な活用を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年 4月以降 地元自治町会並びに関係団体へヒアリングを実施
夏頃 地域懇談会（ワークショップ）を開催

アンケートを実施

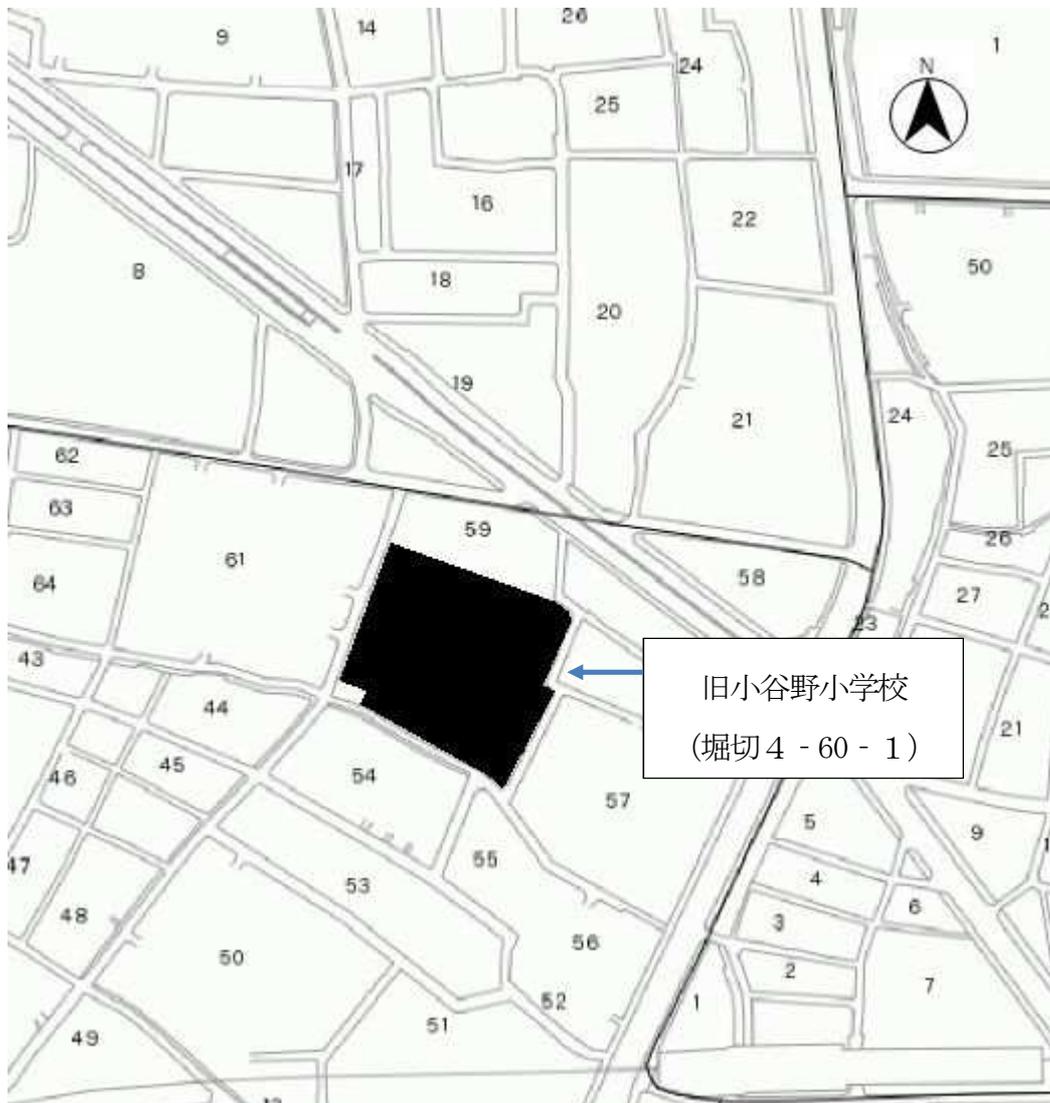
令和8年 3月 基本構想・基本計画の策定

※適宜、所管委員会へ庶務報告を行う。

6 その他

施設の使われ方の実態や建物の老朽化の状況などを踏まえ、他の公共施設の旧小谷野小学校敷地への複合化についても検討を行う。

参考：位置図



旧小谷野小学校敷地活用検討（案）のたたき台

現状

(1) 関連計画

■ 堀切地区まちづくり構想（2010年）

① 防災まちづくり方針

- **大切な防災拠点づくり**を進める
- まちのまとまり単位で、防災課題に応じた防災まちづくりを進める
- まちづくりのまとまりが似合う役割を意識した防災まちづくりを進める

② 地域活性化まちづくり方針

- 多くの人に、堀切の**“まちの成り立ち”**を伝え、感じさせよう
- 堀切の暮らしを支え、豊かにする**“なりわい”**を根付かせよう
- **“高齢者”も、まちなかで活動し続けられる**ようにしよう
- **“若い世代”を増やし、定着**させていこう

③ 京成本線荒川橋梁架替事業に伴うまちづくりへの取り組み方針

- 線路の南北や地区内の**各種拠点を結ぶ道路ネットワークの形成**
- 救急車・消防車が通れる**地区防災道路づくり**
- **旧小谷野小学校跡地活用**方策の検討（コミュニティ施設・防災拠点等）
- 商店街における**高齢者等のコミュニケーションの場づくり**
- **多世代の参加・協議**による「**まちの連帯感**」づくり

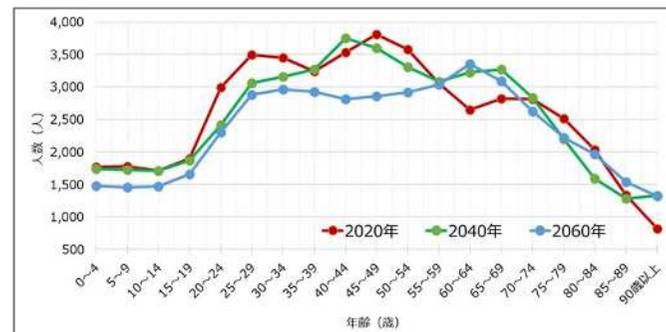
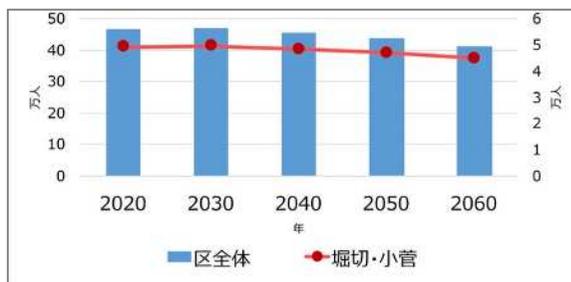
(2) 敷地・既存建物

所在地	葛飾区堀切4-60-1	敷地面積	7,259.87㎡
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> • 京成線「堀切菟蒲園駅」から徒歩5分 • 京成タウンバス「堀切五丁目」から徒歩4分 • 京成タウンバス「小菅二丁目」から徒歩4分 		
用途地域	• 「市街化区域 準工業地域」		
周辺道路	• 前面道路の幅員は、 2.49~4.00m		
地区計画	堀切二丁目周辺及び四丁目地区		
浸水想定	荒川洪水3m以上5m未満 中川洪水0.5m以上3m未満		
防災的位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> • 第1順位避難所（避難場所提供・応急物資支援・情報提供等） • 洪水緊急避難建物 ・ 防災活動拠点 		
利用状況	<p>【校舎・体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 小谷野しょうぶ保育園として利用（東北側の建屋） • 旧学校施設開放として、体育館、教室、グラウンドなどを区民の自主的な社会活動やスポーツ活動の場として利用 • スポーツを通じた「まちのコミュニティ」を活動理念とするこやのエンジョイクラブの活動拠点として利用 • 一部は区の倉庫として利用 <p>【小谷野しょうぶ児童遊園】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公園として常時開放、防災活動拠点としての位置づけ 		

(3) 将来予測 <堀切・小菅地区の人口動態と公共施設のニーズ>

堀切・小菅地区の人口は、2030年頃を機に緩やかに減少しますが、急激なものではないため、公共施設の利用ニーズが急激に変化することはないものと考えられます。

年代別の将来予測では、15歳～64歳の中間層の割合がやや減少すると想定されており、地域活動の担い手の確保には、これまで以上に工夫が必要になると考えられます。



- 2030年まではやや増加し、その後減少に転じると推測されている。
- 変化の傾向は、区全体と同様である。

- 人口ピークは、2020年の45～49歳から、2040年には40～44歳、2060年には60～64歳に移動する。
- 0～19歳までの人口減少よりも、40～54歳頃の中堅年代の人口減少が大きいと推測されている。

基本理念

基本理念（案）

まちと人の元気をつくり続ける

現状及び将来予測を踏まえ、本敷地活用の基本理念を「まちと人の元気をつくり続ける」とします。街、人、コミュニティの視点から、「強くなやかにまちを支える」「堀切・小菅ライフを応援する」「人と地域のつながりを育てる」ことで「まちとひとを元気にする」ことを目指します。

街の元気

強くなやかにまちを支える
異常気象がもたらす災害や地震などに対する
災害に強いまちづくりの拠点

地域の最大の関心事は、安全・安心なまちづくりであり、激甚化する災害への備えを充実させることです。敷地活用においては、住民がいざという時に安心して過ごすことができる避難所としての機能を備えるとともに、地域の防災活動をこれまで以上に充実していくための「災害に強いまちづくり」の拠点を目指します。

人の元気

堀切・小菅ライフを応援する
誰にとっても拠り所となり、ここに来れば元気になれる、
みんなの未来を応援する拠点

少子高齢化が進む中、高齢者の健康寿命の延伸・健康づくりに加え、若い世代の定住率を高めていくことも必要です。ライフステージに応じた支援を充実させることで、子どもから高齢者まで堀切・小菅に住み続けたいと思える地域にしていくための「みんなの未来を応援する」拠点を目指します。

コミュニティの元気

人と地域のつながりを育てる
社会の変化に対応して、コミュニティを活性化し
賑わいを生む、地域の多様なつながりを育む拠点

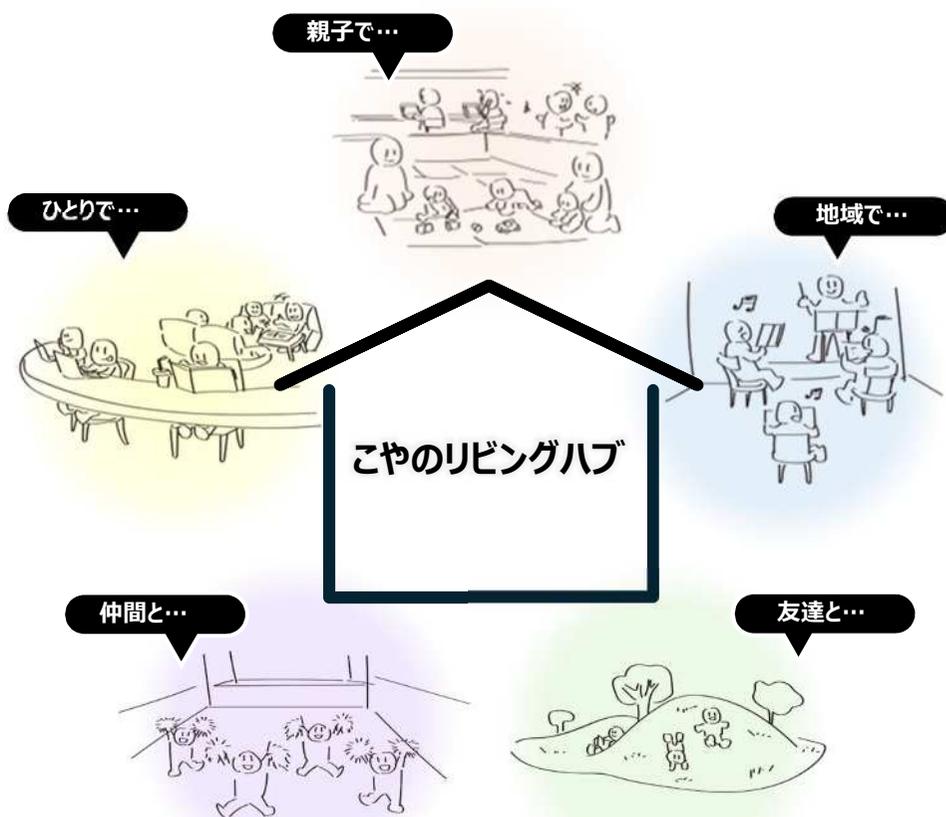
地域の防災力向上にも、子育て支援や高齢者の健康づくりに、コミュニティの力は欠かせません。ライフスタイルが多様化する中、地縁のコミュニティをはじめ、様々なテーマのコミュニティなど新たなコミュニティの活性化も図り、地域の中で多様なつながりがネットワークのように広がっていく中心として「多様なつながりを育む」拠点を目指します。

基本コンセプト

基本コンセプト（案）

基本理念を実現するための敷地活用の基本コンセプトを次の通り定めます。

こやのリビングハブ ～地域みんなの居場所～



いつでも（平常時も、災害時も）、ひとりで、仲間とでも、訪れることができる、誰にとっても安心・安全に過ごせる、困った時にも頼りになる場所。

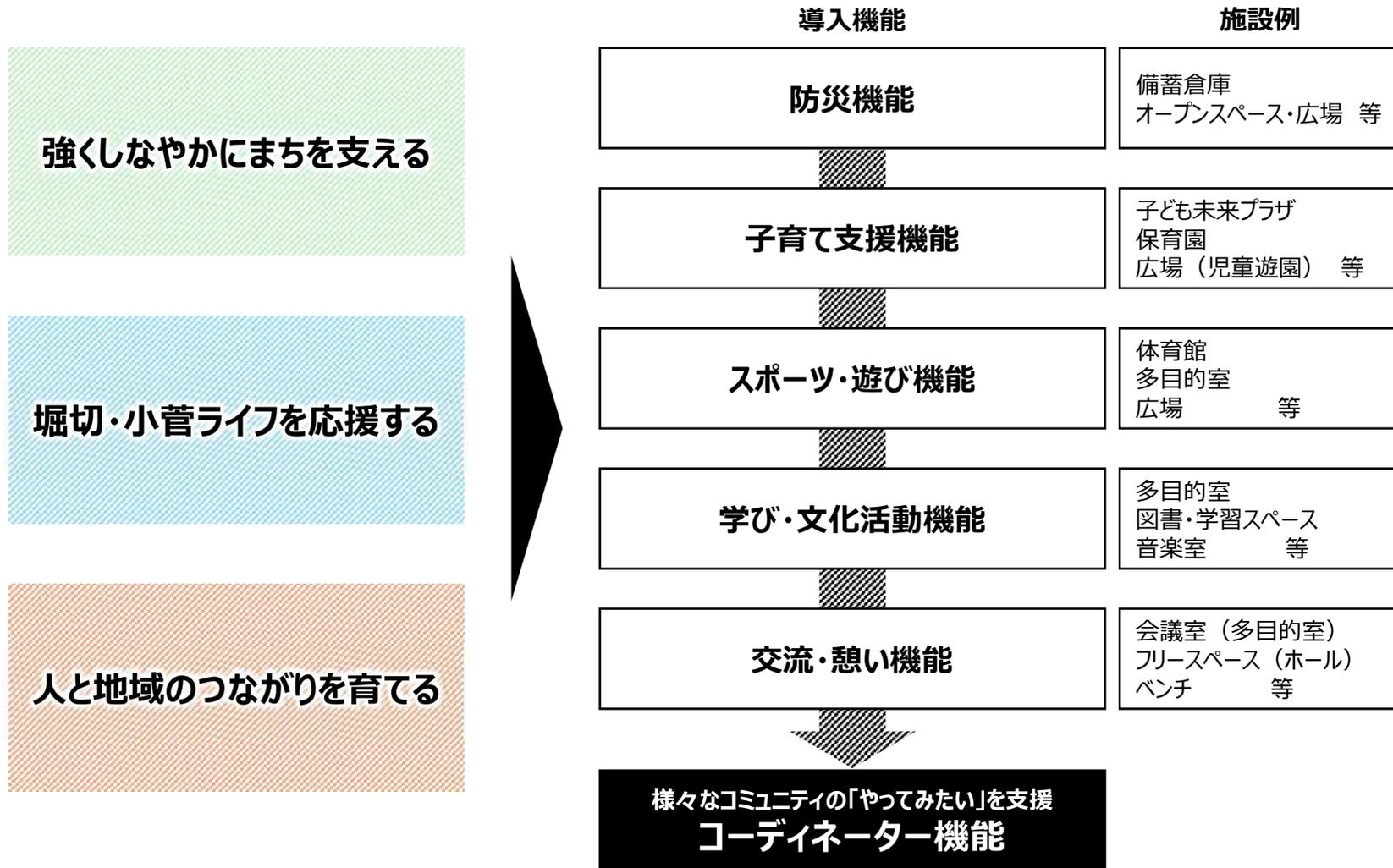
多くの人が立ち寄りやすい立地を生きし、住む人・働く人・学ぶ人、多様な人々の居場所となり、思い思いの過ごし方ができる家のリビングルームのような場所。

たくさんの“ひと”や“こと”を繋ぐ拠点（ハブ）となり、同じ場所にいることで、人や情報がつながり、新たな取組や賑わいが生まれ、堀切・小菅地域を元気にする場所。

堀切・小菅地域の人々が、ここでつながり、未来にむかって進んでいくコミュニティの新たな拠点を目指します。

導入機能の考え方

まちと人の元気をつくり続けるために必要な機能として、次に示す6つの機能を導入します。



⇒施設内の機能間の相乗効果を高めるコーディネート

⇒まち全体を元気にする機会・交流の場づくりを仕掛けるコーディネート

庶務報告	No. 1
地域振興部	
令和7年4月8日	

自治町会の伴走型支援プロジェクトについて

地域振興課

1 概要

自治町会活動を活性化させ、自治町会への加入促進を図るため、職員が積極的に地域に入り込み、コーディネーターの役割を担い、自治町会と地域で活動する団体などとの相互協力を促進するほか、マンションなどの集合住宅への自治町会加入促進協議のさらなる支援や、様々な地域課題に対して、迅速に適切な機関につなぐなど、自治町会活動の伴走型支援を令和7年度より強化するもの

2 伴走型支援の例

(1) 自治町会活動のサポート

- ①地域振興課職員による地区担当制を導入
- ②地域の企画・運営会議への適宜参加
- ③イベント・行事の準備、開催を適宜支援
- ④課題の洗い出し、改善に向けた取組などの検討・提案
- ⑤地域団体の情報収集、連携先の提案
- ⑥他自治体・他地区の取組事例紹介
- ⑦事務作業の見直し・改善などのサポート

(2) デジタル化の推進

- ①「デジタル回覧板」の導入支援
- ②「健康アプリ」を活用した自治町会活動への参加促進
- ③各種デジタルサポート

(3) マンションとの連携支援

- ①集合住宅の建築計画時の事前協議等に参加
- ②「町会・マンションみんなで防災訓練」のサポート
- ③その他、加入の働きかけや連携の取組を支援

(4) その他

- ①各種支援制度（国・都・区・社協等）の案内・申請支援
- ②他機関・他部署への取り次ぎ（身近な窓口）

3 区市町村共同実施事業（町会・自治会加入促進）

(1) 概要

東京都生活文化局（以下「都」という。）が新たに実施する事業で、町会・自治会の加入促進に向けた取組を都全域で加速させるため、都が区市町村から加入促進に向けた共同事業の提案を受け、町会・自治会にかかる地域の現状分析から効果検証まで行い、将来、都内全域で展開することができるリーディングケースを創出する。今回、本プロジェクトが共同事業として採択されたため、都と協定を締結し、自治町会の加入促進に向けた取組を加速させる。

(2) 実施期間

協定締結日から令和8年3月31日まで

(3) 都補助金額

10,000千円（上限）

地区センターへの通信カラオケ導入について

地域振興課

1 概要

地域コミュニティ施設におけるカラオケ活動は、施設に配置されたCDデッキ等の一般音響装置やマイクカラオケ、利用者によるCDラジカセ等の持ち込みにより行われているのが現状である。

従来から利用団体の方々から要望が多く寄せられていることから、施設利用者の利用環境の向上や健康・生きがいをづくり、地域コミュニティの活性化を図るため、地区センターへの通信カラオケ導入を行うもの

2 導入予定の地区センター及び通信カラオケを利用できる諸室

次の10か所の地区センターに可搬式の通信カラオケ機器を1台ずつ配備する。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 立石地区センター | 多目的室・集会室 |
| (2) 東立石地区センター | ホール・音楽室 |
| (3) 東四つ木地区センター | ホール・音楽活動室 |
| (4) 堀切地区センター | ホール・音楽室 |
| (5) 南綾瀬地区センター | ホール・音楽活動室 |
| (6) 亀有地区センター | ホール・音楽室 |
| (7) 青戸地区センター | ホール・音楽室 |
| (8) 新小岩地区センター | ホール・音楽室 |
| (9) 高砂地区センター | ホール・音楽室・大広間 |
| (10) 金町地区センター | ホール |

3 貸出し開始日

令和7年10月1日（予定）

4 導入経費（令和7年度当初予算計上額）

通信カラオケ機器賃貸借 1,947千円／6か月（10台分）

葛飾区公共施設予約システム設定変更委託 1,489千円

5 使用料（案）

通信カラオケ機器の貸出しにあたっては、使用料を徴収することを予定している。

民間サービスとの均衡等を考慮し、次の金額水準で検討している。

使用区分		料金
午前	午前9時から正午まで	2,000円
午後1	午後1時から午後3時まで	1,000円
午後2	午後3時30分から午後5時30分まで	1,000円
午後全	午後1時から午後5時30分まで	2,000円
夜間	午後6時から午後9時まで	2,000円
全日	午前9時から午後9時まで	6,000円

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年7月1日 各地区センターホール利用分の予約受付開始

8月 各地区センターの利用者会議において、音楽室等利用分の予約受付開始

10月1日 貸出し開始

庶務報告 No. 3
地域振興部
令和7年4月8日

絵画「堀切菖蒲園（セオドア・ウォレス作）」（宮内庁）の展示について

文化国際課

1 概要

平成8（1996）年4月当時、国賓として来日されたクリントン大統領夫妻から天皇皇后両陛下に贈られた絵画「堀切菖蒲園（セオドア・ウォレス作※）」の借用と展示について宮内庁より承認が下りたため、報告するもの

※米国のセオドア・ウォレス（1859～1939年）は、明治18（1885）年と明治25（1892）年に来日。合わせて約4年間日本に滞在し、数多くの作品を残した。

本作品は、咲き乱れる花菖蒲の中で傘を持って立つ日本髪的女性や、園内の茂る樹木、あずまやが丹念に描かれている。

2 実施内容

セオドア・ウォレス氏の作品を通じて、地元の誇りである花菖蒲が昔から多くの人々を魅了してきた事実を多くの方々に伝えるため、葛飾区美術会との協働により「第33回葛飾の美術家展」で特別展示する。

（1）展示期間

令和7年5月16日（金）～5月25日（日）

10：00～18：00（初日は13：00から、最終日は17：00まで）

（2）会場

かつしかシンフォニーヒルズ（葛飾区立石6-33-1）

本館2階 ギャラリー1・2

3 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、区公式SNS等による周知のほか、報道機関への情報提供を行う。

4 その他

「第33回葛飾の美術家展」の特別展示終了後、堀切地区センターにおいて特別展示の様子を紹介するパネル展示を行うとともに、区が所有する美術品等の展示や展覧会情報等を発信しているサイト「かつしかデジタル美術館」にて展示会の報告を行う。

参考：絵画「堀切菖蒲園（セオドア・ウォレス作）」



政策経営部 幹部職員名簿

令和7年4月1日

No.	職 名	氏 名	備 考
1	政策経営部長	長 南 幸 紀	
2	事業推進担当部長	福 島 啓 介	
3	政策経営部 政策企画課長 兼務 SDGs 推進担当課長	今 関 政 治	
4	〃	川 浦 勝 義	
5	〃	文化的景観調整担当課長 兼務 協働推進担当課長 兼務 健康推進都市担当課長	中 島 恵美子
6	〃	スタジアム構想担当課長	大 澤 靖 之
7	〃	財政課長	羽佐田 浩 介
8	〃	D X戦略課長	小 原 竹 志

総務部 幹部職員名簿

令和7年4月1日

No.	職 名	氏 名	備 考
1	総務部長	長谷川 豊	
2	総合庁舎整備担当部長	泉 山 省 吾	
3	総務部 総務課長	佐 藤 秀 夫	総務部参事
4	〃	総合庁舎推進担当課長	五十嵐 徹
5	〃	総合庁舎技術担当課長	寺 崎 諭
6	〃	秘書課長	小野塚 正 浩
7	〃	広報課長 兼務 すぐやる課長	宅 間 大 介
8	〃	人権推進課長	笥 美 紀
9	〃	人事課長	竹 田 信
10	〃	契約管財課長	疋 田 博 之
11	〃	収納対策課長	伊 東 由 希
12	〃	税務課長	浅 野 和 成
13	〃	副参事（法規担当）	金 子 宰 慶

施設部 幹部職員名簿

令和7年4月1日

No.	職 名		氏 名	備 考
1	施設部長		橋 口 昌 明	
2	施設部	施設管理課長	笠 倉 英 司	
3	〃	営繕課長	目 黒 朋 子	
4	〃	施設整備担当課長	木 村 敬 利	
5	〃	施設維持課長	眞 保 博 行	

地域振興部 幹部職員名簿

令和7年4月1日

No.	職 名		氏 名	備 考
1	地域振興部長		下 村 聖 二	
2	危機管理・防災担当部長		杉 立 敏 也	
3	地域振興部	地域振興課長	藤 井 明 美	
4	〃	戸籍住民課長	寒 川 正 敏	
5	〃	危機管理課長	伊 藤 宏	
6	〃	運用訓練担当課長	高 根 徳 通	
7	〃	地域防災担当課長	石 川 宏 美	
8	〃	生活安全担当課長	三 山 覚	
9	〃	文化国際課長	皆 川 広 美	

産業観光部 幹部職員名簿

令和7年4月1日

No.	職 名		氏 名	備 考
1	産業観光部長		吉 田 峰 子	
2	産業観光部	産業経済課長	橋 本 幸 夫	産業観光部参事
3	〃	商工振興課長	泉 谷 昭 裕	
4	〃	観光課長	矢 内 健 二	

会計管理者及び会計管理室 幹部職員名簿

令和7年4月1日

No.	職 名	氏 名	備 考
1	会 計 管 理 者	佐々木 健二郎	
2	会 計 管 理 課 長		会計管理者事務取扱

監査事務局 幹部職員名簿

令和7年4月1日

No.	職 名	氏 名	備 考
1	監 査 事 務 局 長	土 屋 隆 雄	

選挙管理委員会事務局 幹部職員名簿

令和7年4月1日

No.	職 名	氏 名	備 考
1	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	小野村 守 宏	

政策経営部係長級職員名簿

令和7年4月1日

NO	現任職	職務名	氏名	
1	政策企画課 企画担当係長	一般事務	黒川隆昭	
2	政策企画課 企画担当係長	一般事務	鳥海郷史	
3	政策企画課 企画担当係主査	一般事務	若林祐介	
4	政策企画課 企画担当係長	一般事務	柳澤静香	
5	政策企画課 企画担当係主査	一般事務	伊藤久美子	
6	政策企画課 企画担当係長	一般事務	駒形康弘	
7	政策企画課 企画担当係長	一般事務	本宮史	
8	政策企画課 企画担当係長	一般事務	加藤信輔	
9	政策企画課 経営改革担当係長	一般事務	本間晶子	
10	政策企画課 経営改革担当係長	一般事務	—	経営改革担当課長事務取扱
11	政策企画課 経営改革担当係主査	一般事務	望月敦	
12	政策企画課 統計調査係長	一般事務	櫛引礼子	
13	政策企画課 統計調査係主査	一般事務	田中大悟	
14	財政課 財政担当係長	一般事務	遠藤聖也	
15	財政課 財政担当係主査	一般事務	熊谷健司	
16	財政課 財政担当係主査	一般事務	羽田野博資	
17	財政課 財政担当係主査	一般事務	藤原玄	
18	財政課 財政担当係主査	一般事務	松下司	
19	財政課 財政担当係主査	一般事務	吉野智哉	
20	D X 戦略課 管理係長	一般事務	藤井健次	
21	D X 戦略課 システム調整係長	一般事務	安藤晴文	
22	D X 戦略課 システム調整係主査	一般事務	丸谷真	
23	D X 戦略課 システム調整係主査	一般事務	宮崎雄太	
24	D X 戦略課 D X 推進係長	一般事務	結城庸介	
25	D X 戦略課 D X 推進係主査	一般事務	田口真依子	
26	D X 戦略課 D X 推進係主査	一般事務	小野喜充	
27	D X 戦略課 D X 推進係主査	一般事務	佐々木康文	

総務部係長級職員名簿

令和7年4月1日

NO	現任職	職務名	氏名	備考
1	総務課長 総務係	一般事務	野中靖之	
2	総務課長 区政情報係	一般事務	山崎亜希	
3	総務課長 法規担当係	一般事務	小沼篤史	
4	総務課長 法規担当係主査	一般事務	小林拓真	
5	総務課長 総合庁舎整備担当係	一般事務	石倉由紀子	
6	総務課長 総合庁舎整備担当係	建築技術	木村友彦	
7	総務課長 総務担当主幹	一般事務	柏原正彦	選挙管理委員会事務局選挙管理委員会担当主幹兼務
8	秘書課長 秘書担当係	一般事務	渡邊渉	
9	秘書課長 秘書担当係	一般事務	久下宗良	
10	秘書課長 秘書担当主幹	一般事務	安井喜一郎	
11	広報課長 広報係	一般事務	永山亜紀子	
12	広報課長 広報係主査	一般事務	関俊憲	
13	広報課長 シティセールス係	一般事務	五十嵐一也	
14	広報課長 広報担当係	一般事務	月村尚也	
15	総務課長 すぐやる係	一般事務	小宮浩貴	
16	総務課長 人権推進係	一般事務	成岡朋輝	
17	総務課長 人権推進係	一般事務	村上久美子	
18	総務課長 人事係	一般事務	南木貴志	
19	総務課長 人事係主査	一般事務	野瀬元気	
20	総務課長 人事係主査	一般事務	足立真佐樹	
21	総務課長 人給与福利係	一般事務	角田成美	
22	総務課長 人給与福利係主査	一般事務	平石健太郎	
23	総務課長 人定数管理担当係	一般事務	立石尚彬	
24	総務課長 人定数管理担当係主査	一般事務	金室貴大	
25	総務課長 人調整担当係	一般事務	浅沼佳宏	
26	総務課長 人材育成係	一般事務	原山勇人	
27	総務課長 人安全衛生係	一般事務	—	人事課長事務取扱
28	総務課長 人安全衛生係主査	一般事務	小嶋竜太	
29	総務課長 人事担当主幹	一般事務	石田昌江	

総務部係長級職員名簿

令和7年4月1日

NO	現任職	職務名	氏名	備考
30	人事課 人事担当主幹	一般事務	須藤 義和	
31	人事課 人事担当係長	一般事務	金保 洋一郎	
32	契約管財課 契約係長	一般事務	福島 崇泰	
33	契約管財課 契約係主査	一般事務	斎藤 優佑	
34	契約管財課 用地管財係長	一般事務	織田 麻未	
35	契約管財課 品質確保促進担当係長	一般事務	菊池 嘉昭	
36	契約管財課 契約管財担当係長	土木技術	山本 裕之	
37	収納対策課 収納対策係長	一般事務	石川 昌	
38	収納対策課 徴収第一係長	一般事務	長尾 潤	
39	収納対策課 徴収第二係長	一般事務	阿部 英理子	
40	収納対策課 徴収第二係主査	一般事務	飯田 亜理紗	
41	収納対策課 徴収第二係主査	一般事務	内田 陽	
42	収納対策課 徴収第二係主査	一般事務	郡司 優子	
43	収納対策課 収納対策担当係長	一般事務	下村 正巳	
44	収納対策課 収納対策担当係長	一般事務	山崎 和則	
45	税務課 税務係長	一般事務	羽左間 歩	
46	税務課 課税第一係長	一般事務	門口 裕一	
47	税務課 課税第二係長	一般事務	政所 誠	
48	税務課 課税第三係長	一般事務	小嶋 秀明	
49	税務課 調整給付担当係長	一般事務	渡邊 真仁	
50	税務課 税務担当係長	一般事務	高梨 由美	

施設部係長級職員名簿

令和7年4月1日

NO	現任職	職務名	氏名	備考
1	施設管理課 施設調整係長	一般事務	森 裕 之	
2	施設管理課 保全計画係長	建築技術	谷 口 貴 之	
3	施設管理課 施設管理担当主幹	一般事務	倉 地 儀 雄	
4	営繕課 工務係長	一般事務	田 中 均	
5	営繕課 技術管理係長	建築技術	井 上 稔 之	
6	営繕課 建築第一係長	建築技術	原 田 諭	
7	営繕課 建築第一係主査	建築技術	雨 宮 直 樹	
8	営繕課 建築第一係主査	建築技術	岸 友 貴	
9	営繕課 建築第二係長	建築技術	五十嵐 浩	
10	営繕課 建築第三係長	建築技術	鈴 木 亜 希 子	
11	営繕課 建築第三係主査	建築技術	市 橋 広 輝	
12	営繕課 電気設備係長	電気技術	宮 下 正 幹	
13	営繕課 機械設備係長	機械技術	根 本 国 幸	
14	営繕課 機械設備係主査	機械技術	堤 孝 治	
15	営繕課 機械設備係主査	機械技術	堀 内 春 秋	
16	営繕課 営繕担当係長	電気技術	小 山 博 之	
17	施設維持課 庁舎維持係長	一般事務	八木澤 誠 司	
18	施設維持課 施設維持担当係長	一般事務	松 浦 寛 之	
19	施設維持課 施設維持担当係長	一般事務	若 林 豊	

地域振興部係長級職員名簿

令和7年4月1日

NO	現任職	職務名	氏名	
1	地域振興課 管理係 係長	一般事務	澤柳幸伸	
2	地域振興課 地域活動推進係 係長	一般事務	江口輝	
3	地域振興課 立石地区センター 係長	一般事務	篠崎昭男	
4	地域振興課 東立石地区センター 係長	一般事務	木村光孝	
5	地域振興課 東四つ木地区センター 係長	一般事務	仲川聡	
6	地域振興課 四つ木地区センター 係長	一般事務	市川宗雄	
7	地域振興課 堀切地区センター 係長	一般事務	森光	
8	地域振興課 南綾瀬地区センター 係長	一般事務	石橋智博	
9	地域振興課 お花茶屋地区センター 係長	一般事務	松田公志	
10	地域振興課 亀有地区センター 係長	一般事務	小関和男	
11	地域振興課 青戸地区センター 係長	一般事務	齊藤章弘	
12	地域振興課 新小岩北地区センター 係長	一般事務	松尾浩伸	
13	地域振興課 新小岩地区センター 係長	一般事務	鈴木正洋	
14	地域振興課 奥戸地区センター 係長	一般事務	安藤仁	
15	地域振興課 高砂地区センター 係長	一般事務	竹本真澄	
16	地域振興課 柴又地区センター 係長	一般事務	島田和則	
17	地域振興課 新宿地区センター 係長	一般事務	小原英之	
18	地域振興課 金町地区センター 係長	一般事務	遠藤雅之	
19	地域振興課 東金町地区センター 係長	一般事務	藤岡隆	
20	地域振興課 水元地区センター 係長	一般事務	山中一郎	
21	地域振興課 西水元地区センター 係長	一般事務	田中直樹	
22	地域振興課 新小岩地域活動 センター 係長(主幹)	一般事務	柴田賢司	
23	戸籍住民課 管理係 係長	一般事務	加藤律子	
24	戸籍住民課 管理係 主査	一般事務	鈴木賢哉	
25	戸籍住民課 住民記録係 係長	一般事務	石井裕之	
26	戸籍住民課 住民記録係 主査	一般事務	相川友洋	
27	戸籍住民課 戸籍届出係 係長	一般事務	高橋由香	
28	戸籍住民課 戸籍届出係 主査	一般事務	平野元喜	

地域振興部係長級職員名簿

令和7年4月1日

N0	現任職	職務名	氏名	
29	戸籍住民課 マイナンバーカード 担当係長	一般事務	宮澤 奈津美	
30	戸籍住民課 戸籍住民担当係長	一般事務	柴田 弘樹	
31	戸籍住民課 金町区民事務所長	一般事務	渡辺 祐一	
32	戸籍住民課 亀有区民事務所長	一般事務	秋田 こずえ	
33	戸籍住民課 亀有区民事務所主査	一般事務	設楽 一弘	
34	戸籍住民課 亀有区民事務所主査	一般事務	寫田 光伸	
35	戸籍住民課 新小岩区民事務所長	一般事務	藤島 一郎	
36	戸籍住民課 新小岩区民事務所主査	一般事務	小谷中 俊作	
37	戸籍住民課 高砂区民事務所長	一般事務	金木 栄治	
38	戸籍住民課 高砂区民事務所主査	一般事務	由衛 賢一	
39	戸籍住民課 高砂区民事務所主査	一般事務	星 聡太	
40	戸籍住民課 堀切区民事務所長	一般事務	篠崎 正樹	
41	戸籍住民課 堀切区民事務所主査	一般事務	桂木 和則	
42	戸籍住民課 堀切区民事務所主査	一般事務	鈴木 貴幸	
43	戸籍住民課 水元区民事務所長	一般事務	佐藤 正史	
44	危機管理課 管理係長	一般事務	大西 浩文	
45	危機管理課 計画係長	一般事務	遠藤 裕帆	
46	危機管理課 運用訓練担当係長	一般事務	岩瀬 至弘	
47	危機管理課 自助・共助係長	一般事務	島田 徹	
48	危機管理課 訓練係長	一般事務	森河 勝登	
49	危機管理課 生活安全係長	一般事務	末平 真登	
50	危機管理課 防犯強化係長	一般事務	須田 秀之	
51	文化国際課 文化国際担当係長	一般事務	尾形 紀子	
52	文化国際課 文化国際担当係長	一般事務	藤井 裕太	

産業観光部係長級職員名簿

令和7年4月1日

NO	現任職	職務名	氏名	備考
1	産業経済課 経済企画係長	一般事務	豊田 進	
2	産業経済課 経営支援係長	一般事務	石田 瑞恵	
3	産業経済課 消費生活センター所長	社会教育	甘利 光一	
4	商工振興課 工業振興係長	一般事務	渡邊 裕淳	
5	商工振興課 工業振興係主査	一般事務	鈴木 貴大	
6	商工振興課 商業振興係長	一般事務	阿部 陽子	
7	観光課 観光担当係長	一般事務	澁谷 秀和	
8	観光課 観光担当係長	一般事務	中村 隆明	
9	観光課 観光担当係長	一般事務	花澤 利久	

会計管理課係長級職員名簿

令和7年4月1日

NO	現任職	職務名	氏名	備考
1	会計管理課 会計管理係長	一般事務	平川 由紀子	
2	会計管理課 出納係長	一般事務	秋葉 由子	

監査事務局係長級職員名簿

令和7年4月1日

NO	現任職	職務名	氏名	備考
1	監査事務局 監査担当係長	一般事務	長谷部 宏信	
2	監査事務局 監査担当係長	一般事務	長谷川 剛	
3	監査事務局 監査担当係長	一般事務	板倉 由香	
4	監査事務局 監査担当係長	一般事務	篠崎 靖恵	
5	監査事務局 監査担当係長	土木技術	北川 敬彦	

選挙管理委員会事務局係長級職員名簿

令和7年4月1日

NO	現任職	職務名	氏名	備考
1	選挙管理委員会事務局 選挙担当係長	一般事務	小永 吉利 昭	
2	選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会担当主幹	一般事務	柏原 正彦	総務部総務課総務担当主幹兼務

令和7年度 組織別事務分掌一覧

令和7年4月1日 現在

政策経営部
事業推進担当部長

政策企画課 経営改革担当課長 協働推進担当課長 SDGs推進担当課長 スタジアム構想担当課長 健康推進都市担当課長 文化的景観調整担当課長	企画担当係	区政の総合的な企画・調整、基本構想・基本計画・実施計画、区民・事業者との協働の推進、行政評価、SDGsの推進、その他特命事項、部課内庶務
	経営改革担当係	行財政改革に係る企画・調整、事務改善、行政組織、地方分権
	統計調査係	統計・調査
財政課	財政担当係	財政計画その他財務、予算の編成・執行統制、財政状況の公表、地方消費税交付金等の収納、課内庶務
DX戦略課	管理係	情報システム等に係るセキュリティ、課内庶務
	システム調整係	情報システムに係る構築・運用管理
	DX推進係	DX政策の推進・調整、情報システムガイドライン

総務部
総合庁舎整備担当部長

総務課 総合庁舎推進担当課長 総合庁舎技術担当課長	総務係	区議会、名誉区民、区史の編集発行、庁中取締り・宿直、行政委員会との連絡、行政区域、部事務事業の調整・進行管理、ボランティア保険、自治体総合賠償責任保険、総合庁舎・付属施設の管理、代表電話、庁用自動車の管理等、部課内庶務
	区政情報係	情報公開、個人情報の保護、情報セキュリティ（他の部課に属するものを除く。）、行政不服審査会、区政資料の収集・提供、文書の受領・配布・発送、文書の交換、公文書の管理、文書書庫・複合機の管理（総合庁舎内に設置されている複合機に限り、他の部課に属するものを除く。）
	法規担当係	公印、文書等の審査、条例・規則等の立案、訴訟・和解・法律相談・行政不服審査（行政不服審査会に関するものを除く。）、行政手続法・葛飾区行政手続条例に係る苦情の受付・審査・指導、公告式、例規集の編集発行、法規図書室の管理
	総合庁舎整備担当係	総合庁舎の整備
秘書課	秘書担当係	区長・副区長の秘書、儀礼・交際、その他特命事項、課内庶務
広報課	広報係	広報紙・便利帳等の編集発行、公共サインの表示情報の管理、ラジオ広報等の制作・活用、掲示板・掲示物の掲出・その管理、防災行政無線の一般放送、課内庶務
	シティセールス係	報道機関への情報提供・連絡調整、ホームページ等の運営、コールセンター、区のイメージ向上に係る各課の連携・調整・情報発信、映像広報の制作・活用
すぐやる課	すぐやる係	区政についての要望等の緊急処理・連絡調整、区民の要望・苦情についての相談・あっせんその他処理、陳情、世論調査、各種区民相談（他の部課に属するものを除く。）、その他区民の意見を聴くこと、課内庶務
人権推進課	人権施策推進係	人権施策の推進・総合調整、同和問題、人権擁護委員、他の部に属さない人権、課内庶務
	男女平等推進係	男女平等推進施策・総合調整、庁舎の施設設備の維持管理、区立図書館が所蔵する図書資料・視聴覚資料・郷土資料・行政資料の館外貸出、葛飾区公共施設予約システムによる受付

人事課	人事係	職員の任免・表彰その他人事、課内庶務
	給与福利係	職員の給与、職員の退職手当、職員の福利厚生施設、職員の共済組合・互助組合、その他職員の福利厚生
	定数管理担当係	職員の定数管理
	調整担当係	職員団体、職員の分限・懲戒・服務
	人材育成係	職員の育成・能力開発
	安全衛生係	職員の安全衛生管理、職員の公務災害、職員の健康管理
契約管財課	契約係	売買・貸借・請負その他の契約、契約制度、課内庶務
	用地管財係	公有財産の総合調整・管理、用地取得基金に属する用地の管理、財産価格審議会、公有財産管理運用委員会、葛飾区土地開発公社に対する指導・助言・連絡調整、都市計画事業用地等の取得に伴う事業用代替地の処分
	品質確保促進担当係	契約の検査、公共工事等の品質の確保
収納対策課	収納対策係	収納対策方針の策定、保険料（国民健康保険料及び後期高齢者医療に係る保険料をいう。）・徴収金の収納・管理、保険料・徴収金の過誤納、口座振替、保険料・住民税の照会・調査・回答、保険料の証明、納付勧奨、課内庶務
	徴収第一係	滞納整理方針、保険料・徴収金の徴収計画、保険料・徴収金の滞納整理・滞納処分、保険料・徴収金以外の債権の保全・取り立て、保険料・徴収金の囑託・受託
	徴収第二係	
税務課	税務係	税制、軽自動車税の賦課、軽自動車税の証明、特別区たばこ税・入湯税の賦課、納税貯蓄組合、課内庶務
	課税第一係	住民税の賦課、住民税の証明
	課税第二係	
	課税第三係	
	調整給付担当係	定額減税を補足する給付

施設部

施設管理課	施設調整係	施設の有効活用の推進・調整、部課内庶務
	保全計画係	施設の保全計画・改修計画
営繕課 施設整備担当課長	工務係	工事関係書類の作成・工事費その他の経理、課内庶務
	技術管理係	工事の進行管理、技術管理、施設の点検・情報管理、施設の耐震診断等、施設における工事実施計画・修繕計画等の技術的事項
	建築第一係	施設の建築・改修
	建築第二係	
	建築第三係	
	電気設備係	施設の電気設備
機械設備係	施設の機械設備	
施設維持課	庁舎維持係	総合庁舎・付属施設の維持管理（総務課に属するものを除く。）、課内庶務
	施設維持担当係	施設の状況調査・点検、施設の小規模修繕

地域振興部
危機管理・防災担当部長

地域振興課	管理係	部事務事業の調整・進行管理、保養施設、自動車臨時運行の許可、専修学校・各種学校、諸証明の交付、他の部に属さない区民サービス、葛飾区地域コミュニティ施設の整備・管理運営、葛飾区公共施設予約システムによる受付、部課内庶務
	地域活動推進係	地域活動の推進・地域との連絡調整、地縁による団体の認可等、地域美化、地域貢献活動を行う団体との協働・地域貢献活動の推進（他の部課に属するものを除く。）
	地区センター	地区の地域活動の推進、葛飾区地域コミュニティ施設の管理運営、葛飾区公共施設予約システムによる受付
	新小岩地域活動センター	地域活動の推進（地区センターに属するものを除く。）、新小岩地域活動センター・子ども発達センター新小岩分室・上平井保育園・子ども未来プラザ西新小岩・新小岩保健センターの事業連携、新小岩地域活動センターの管理運営、葛飾区公共施設予約システムによる受付
戸籍住民課	管理係	区民事務所、住民基本台帳の閲覧、人口統計（人口動態調査に関するものを除く。）、犯罪人名簿、課内庶務
	住民記録係	住民基本台帳の整備、個人の印鑑登録、住民票の写し等の交付、個人の印鑑登録証明書の交付、戸籍の証明書の交付・届書の閲覧、住民税の証明、国民健康保険資格確認書・介護保険被保険者証・乳幼児医療証・子ども医療証・高校生等医療証の交付申請の受付・作成・交付（住民票の異動の届出に伴うものに限る。）、後期高齢者医療資格確認書の交付申請の受付（住民票の異動の届出に伴うものに限る。）、児童手当の申請の受付（住民票の異動の届出に伴うものに限る。）、戸籍の届出に伴う国民健康保険資格確認書・介護保険被保険者証・乳幼児医療証・子ども医療証・高校生等医療証の作成・交付、出入国管理・難民認定法に規定する住居地の届出、入管特例法に規定する住居地の届出、入管特例法に規定する特別永住許可申請・特別永住者証明書の交付等
	戸籍届出係	戸籍の届書の受付、戸籍の記載・編製、戸籍の附票の記載・作成、戸籍の照会・調査・回答、国民健康保険資格確認書・後期高齢者医療資格確認書・介護保険被保険者証・乳幼児医療証・子ども医療証・高校生等医療証の交付申請の受付（戸籍の届出に伴うものに限る。）、児童手当の申請の受付（戸籍の届出に伴うものに限る。）、埋火葬・改葬の許可、人口動態調査、入管特例法に規定する特別永住許可申請のうち出生を事由とする申請の受付
	マイナンバーカード担当係	公的個人認証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号の指定・通知・個人番号カードの交付等、住民記録システム・住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理、証明書自動交付サービスの企画・運営・調整
	区民事務所	地域活動の推進、区民サービスコーナー、区民サービススポット、区民に対する周知、住民基本台帳、個人の印鑑登録・証明、出生届・死亡届の受付・戸籍に係る証明、埋火葬許可証・区民葬儀券の交付、自動車臨時運行許可、特別区民税・都民税の申告受付・徴収・証明、国民健康保険の資格得喪届の受付・資格確認書の交付・保険料の徴収、後期高齢者医療の事務のうち資格得喪届の受付・資格確認書の交付・保険料の徴収、国民年金関係申請書等の受付、介護保険の資格得喪届の受付・被保険者証の交付・保険料の徴収、児童手当・乳幼児医療証・子ども医療証・高校生等医療証の申請受付、畜犬登録、小中学校学齢児童生徒の入学手続、公的個人認証、出入国管理・難民認定法に規定する住居地の届出、入管特例法に規定する住居地の届出、個人番号カードの交付等

危機管理課 運用訓練担当課長 地域防災担当課長 生活安全担当課長	管理係	危機管理の総合調整・対策、災害対策本部・国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部・新型インフルエンザ等対策本部・危機管理対策本部の装備品の管理、食糧等の備蓄、自衛官の募集、課内庶務
	計画係	災害対策本部・国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部・新型インフルエンザ等対策本部・危機管理対策本部（他の係に属するものを除く。）、災害応急対策の連絡調整、災害時通信網の整備・運用、防災会議・国民保護協議会、地域防災計画・国民保護計画・新型インフルエンザ等対策行動計画の企画立案・調整、受援計画・搬送計画・国土強靱化地域計画、業務継続計画の管理・運営、災害時要配慮者支援の協議・調整
	運用訓練担当係	災害対策本部・国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部・危機管理対策本部の訓練・本部運営マニュアル、災害対策本部・国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部・危機管理対策本部の協定団体との連携
	自助・共助係	避難所・避難場所の整備、防災施設等の整備・運用、消防団、防災資器材等の助成
	訓練係	地域の防災訓練、避難所運営訓練、地域別地域防災会議、防災意識の普及啓発
	生活安全係	地域安全活動の推進、防犯意識の普及啓発、犯罪予防
	防犯強化係	防犯設備の助成、防犯活動に対する助成・支援
文化国際課	文化国際担当係	文化振興・国際交流・多文化共生の推進、文化会館、亀有文化ホール、課内庶務

産業観光部

産業経済課	経済企画係	部事務事業の調整・進行管理、産業政策の企画・調査、産業振興に係る施設、大規模小売店舗出店の届出、産業関係団体、農業委員会、国有農地、農業振興、区民農園、消費生活センターとの連絡調整、雇用対策の推進、内職相談あっせん事業、部課内庶務
	経営支援係	中小企業の経営支援、中小企業融資、中小企業勤労者生活資金融資、経営相談・下請相談・受注のあっせん、創業支援、中小企業勤労者等の福利厚生、勤労福祉会館
	消費生活センター	消費生活に関する情報の収集・提供・資料展示・講座の開設・相談・苦情の処理・あっせんその他の措置、消費者被害の救済・消費者訴訟の援助、個人情報取扱いに関する相談・苦情の処理、消費者活動の援助・育成
商工振興課	工業振興係	工業振興、産業との交流・ふれあいの推進、伝統産業の保護育成、課内庶務
	商業振興係	商業振興、商店街振興組合、公衆浴場の支援
観光課	観光担当係	観光振興、観光プロモーション、観光振興に係る施設、課内庶務

環境部

環境課 みどりと花のフェア担当課長	環境計画係	環境基本計画の推進、環境保全の啓発事業の推進、地球温暖化対策実行計画の推進、温暖化防止機器の助成事業等、地球温暖化対策地域協議会、エネルギーの使用の合理化、再生可能エネルギーの利用の推進、部事務事業の計画・調整・進行管理、環境審議会、部課内庶務
	自然環境係	生物多様性に関する取組の推進・関係機関との連絡調整、河川浄化対策
	公害対策相談係	公害の相談・指導、工場の認可・立地に係る届出・調査・騒音等の指導、指定作業場の届出・調査・騒音等の指導、特定施設の届出、特定建設作業の規制・届出、指定建設作業の規制、土壌汚染・化学物質対策、地下水の揚水規制、大気汚染・水質・交通騒音・交通振動の調査、環境影響評価、深夜営業・飲食店等の騒音等の指導、解体工事等に伴うアスベスト飛散防止対策、空間放射線量の測定、健康部に属しない放射線対策
	緑と花のまち推進係	民間緑化事業の推進、緑化の指導・啓発、あき地の管理の適正化
	みどりと花のフェア担当係	全国みどりと花のフェアかつしか・全国「みどりの愛護」のつどいの開催に関すること

リサイクル清掃課	計画調整係	リサイクル・清掃行政の企画・調整、清掃事務所との連絡調整、東京二十三区清掃一部事務組合・東京二十三区清掃協議会その他関係機関との連絡調整、作業計画、清掃車両、廃棄物の排出指導、一般廃棄物処理基本計画・分別収集計画の策定・推進、ごみ量の推計・排出実態調査、リサイクル清掃審議会、課内庶務
	ごみ減量推進係	ごみ減量・リサイクルの普及啓発・推進、かつしかエコライフプラザ
清掃事務所	管理係	所の文書管理・予算・決算・会計・経理、清掃協力会、所内庶務
	作業係	廃棄物の収集・運搬、廃棄物排出量の算定、廃棄物処理手数料等、廃棄物の排出指導、収集・運搬に係る作業統計、作業用庁用自動車の管理・修理、自動車事故・作業実施上等の事故の処理、拠点回収、資源・ごみ集積所の新設・廃止・分散・移動、し尿の収集、その他清掃作業の実施
	事業調整係	資源の持ち去り対策、事業系一般廃棄物の適正処理の推進、一般廃棄物処理業等の許可、一般廃棄物処理業許可手数料等、浄化槽、廃棄物処理手数料等、廃棄物の排出指導、集団回収、粗大ごみの中継作業

福祉部

※の組織が福祉事務所

福祉管理課 災害要配慮者支援担当課長	企画係	人にやさしいまちづくり、高齢者保健福祉計画、その他福祉（児童福祉を除く。）に係る計画・調整等、福祉サービス苦情調整委員、福祉事務所、保健所との連絡調整、部事務事業の総合調整・進行管理、部課内庶務
	施設整備法人指導係	高齢者福祉施設・介護老人保健施設等の整備・助成、社会福祉法人の認可等・指導監査、福祉サービスの第三者評価事業の推進
	地域福祉係	民生委員・児童委員、民生委員推薦会、社会福祉協議会、かつしかボランティアセンターの管理運営、葛飾区公共施設予約システムによる受付、赤十字奉仕団、生業資金の償還等、災害弔慰金の支給・災害援護資金、旧軍人軍属・戦没者遺族等の援護・引揚者、旧軍人軍属等の定例叙勲・戦没者の叙勲、行旅死亡人、その他の福祉厚生
	生活支援臨時給付担当係	低所得者への生活支援に係る臨時給付
	災害要配慮者支援担当係	避難行動要支援者名簿の作成・更新・管理（他の部課に属するものを除く。）、避難行動要支援者の個別避難計画の作成・更新・管理（他の部課に属するものを除く。）、福祉避難所の運営支援、福祉施設の業務継続計画策定支援（他の部課に属するものを除く。）
くらしのまるごと相談課	企画調整係	課の経理、包括的な支援体制の整備に係る事業の企画・調整・研修、重層的支援体制整備事業実施計画、地域福祉計画、子どもの学習・生活支援事業、課内庶務
	支援係	くらしのまるごと相談窓口に係る相談・受付、包括的な支援体制の整備に係る事業、重層的支援体制整備事業の推進・関係機関との調整、生活困窮者自立支援事業
高齢者支援課 地域包括ケア担当課長	管理係	地域包括支援センター、シニア活動支援センターとの連絡調整、課内庶務
	在宅サービス係	ひとり暮らし高齢者等の自立生活の支援、在宅高齢者の生活援護、敬老事業
	※相談係	高齢者の相談・訪問調査、福祉事務所高齢者支援課の経理、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく措置、認知症事業
	介護予防係	介護保険法に基づく住民主体サービス、運動習慣推進ブラチナフィットネス事業、シニア版ポニースクール事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、地域包括ケアシステムに関する連絡調整
	シニア活動支援センター	シニアの社会参加に対する支援、健康の維持・増進、教養の向上・レクリエーション、日常生活、健康等についての相談・指導、シニア活動支援センターの利用等センター内庶務

障害福祉課	管理係	課の経理、障害者施策推進計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、障害者団体との連絡調整、障害者福祉施設との連絡調整、障害者福祉施設を運営する社会福祉法人の育成・助成、障害者施設の建設・整備、課内庶務
	事業者係	障害者施策に係る関係機関との連絡調整(他の係に属するものを除く。)、障害福祉サービス事業者の指導・育成支援、障害者総合支援法の規定による指定特定相談支援事業者の指定・児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定、児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設の指定、障害者総合支援法の規定による介護給付費等に係る費用の事業者への支払等(精神障害者(知的障害者を除く。))・難病患者等に係るものを除く。)、児童福祉法の規定による障害児給付費等に係る費用の事業者への支払等、障害者総合支援法・児童福祉法に係る国庫支出金・都支出金等
	※障害事業係	心身障害者福祉手当、心身障害者の医療費の助成、心身障害者に対する在宅福祉・援護、身体障害者手帳・愛の手帳
	審査係	障害者総合支援法の規定による障害支援区分の調査・認定、障害福祉サービス給付認定審査会、障害者総合支援法の規定による介護給付費等・児童福祉法の規定による障害児通所給付費等に係る支給決定、移動支援事業
	相談係	身体障害者・知的障害者に対する相談、障害者に対する差別の解消の推進、障害者権利擁護窓口の運営、障害者に対する自立支援・相談支援事業、児童福祉法の規定による障害児通所給付費等に係る給付
	※援護係	身体障害者・知的障害者に対する指導・訪問調査、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者総合支援法の規定による介護給付費等(移動支援事業に関するものを除く。)に係る給付、児童福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・障害者総合支援法に基づく扶助費の支払、児童福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・障害者総合支援法に係る国庫支出金・都支出金等、福祉事務所障害福祉課の経理、障害者福祉に係る広報・啓発活動
	就労支援係	障害者の一般的就労の促進・相談・職場開拓・定着支援、障害者の福祉的就労の推進、障害者を雇用する事業者の支援
障害者施設課	管理係	障害者福祉センターの管理、障害者福祉センターの事業・運営の総括、障害者福祉センターの利用団体等との連絡調整、課内庶務
	地域活動支援係	地域活動支援センター、自立訓練事業所、障害者に対する地域生活支援
	通所施設係	障害者生活介護事業所、特別支援学校・区内の通所施設等との連絡調整
	発達支援第一係	子ども発達センター、知的障害児等に対する療育支援・知的障害児等に対する指導内容の保育園等との調整
	発達支援第二係	
	発達支援第三係	
発達支援第四係		
国保年金課	管理係	国民健康保険事業の企画・調査・統計、国民健康保険事業の趣旨の普及、国民健康保険運営協議会、国民健康保険団体連合会その他の団体との連絡調整、国民健康保険事業の保健事業、国民健康保険事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計、国民年金事務に係る国庫支出金、課内庶務
	資格係	国民健康保険被保険者の資格の得喪、国民健康保険資格確認書等、国民健康保険料の賦課、保険料の減免
	長寿医療係	後期高齢者医療の事務のうち被保険者の資格に係る届出等、東京都後期高齢者医療広域連合との連絡調整
	給付係	療養の給付・療養費等、出産育児一時金・葬祭費・移送費、高額療養費資金の貸付け、第三者行為・公害補償に係る求償、一部負担金の減免・徴収猶予、給付の不正・不当利得・過誤調整、後期高齢者医療の事務のうち療養の給付等に係る届出等
	国民年金係	福祉年金、拠出年金の給付・相談、国民年金保険料の免除、国民年金保険被保険者の資格の得喪・適用審査事務、特別障害給付金の支給
	保健事業係	国民健康保険制度等の調整、特定健康診査等の実施、特定健康診査等実施計画の策定

※の組織が福祉事務所

介護保険課	管理係	介護保険事業計画、介護保険事業審議会、介護保険事業の企画・調整・統計、趣旨の普及、予算、介護保険の給付、償還払の給付、高額介護サービス費等の貸付け、利用者負担金の減免、居宅介護住宅改修費等の申請受付、国民健康保険団体連合会との連絡調整、介護保険に係る給付の適正化、介護保険法に基づく訪問型サービス・通所型サービス（住民主体サービスを除く。）・介護予防支援事業、課内庶務
	事業者係	介護サービス事業者の指導・育成支援、特別養護老人ホームの入所に係る運用、地域密着型サービス事業者の指定、居宅介護支援事業者の指定
	審査係	介護認定審査会
	調査係	要介護認定の申請受付、要介護認定の調査
	資格収納係	介護保険被保険者の資格管理、介護保険被保険者証、介護保険料の賦課、保険料の収納・滞納整理・還付・充当、保険料の減免、介護保険事業に係るシステムの開発・運用・調整
西生活課	※管理係	課・福祉事務所西生活課の経理、生活保護等に係る法外援護費の支払等、生活保護法に基づく扶助費・措置費の支払等、生活保護法に係る医療費の支払基金等への払込み、生活保護法に係る国庫支出金・都支出金等、区長が必要と認める個別的援護事務、課内庶務
	※相談係	受付・面接相談、女性福祉
	※生活第一係	生活保護等に係る法外援護事務の調査
	※生活第二係	
	※生活第三係	
	※生活第四係	
	※生活第五係	
	※生活第六係	
※自立支援担当係	生活保護等に係る被保護者の自立支援、生活保護システムの開発・運用・調整	
自立支援センター調整担当係	自立支援センター設置に係る調整	
東生活課	※管理係	課・福祉事務所東生活課の経理、庁舎の維持管理、生活保護等に係る法外援護費の支払等、生活保護法に基づく扶助費・措置費の支払等、区長が必要と認める個別的援護事務、課内庶務
	※相談係	受付・面接相談、女性福祉
	※生活第一係	生活保護等に係る法外援護事務の調査
	※生活第二係	
	※生活第三係	
	※生活第四係	
	※生活第五係	
	※自立支援担当係	生活保護等に係る被保護者の自立支援
中国帰国者支援担当係	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援	

健康部
次長

◎の組織が保健所

地域保健課	◎庶務係	部内・保健所との連絡調整、部・保健所の予算・決算の総括、部・保健所の施設設備の維持管理の総括、薬物乱用防止の普及啓発、休日応急診療、保健衛生医療事務連絡会、健康危機管理、献血等の普及啓発、骨髄移植ドナー支援、部課内庶務
	地域医療係	地域保健医療制度、地域医療連携、公害健康被害の認定・補償、公害健康被害者認定審査会、公害健康被害補償診療報酬審査会、公害健康被害に係る調査・事業、大気汚染に係る障害者の認定、大気汚染障害者認定審査会、災害医療
生活衛生課	◎生活衛生係	課所掌事業に係る課の予算・決算の総括、課所掌事業に係る課の経理事務、生活衛生事業の企画立案、化製場等、食品衛生・環境衛生の事務、興行場法・旅館業法・公衆浴場法運営協議会、課内庶務
	◎医薬担当係	医事・薬事に関する保健所との連絡調整、毒物・劇物に関する保健所との連絡調整
	◎環境衛生担当係	環境衛生に関する保健所との連絡調整
	◎食品衛生担当係	食品衛生に関する保健所との連絡調整
健康推進課 歯科保健担当課長	◎健康推進係	課所掌事業に係る課・保健センターの予算・決算の総括、課所掌事業に係る課・保健センターの経理事務、医師会・歯科医師会等との連絡調整、健康づくり、健康増進事業、成人保健対策、食育推進に関する計画・調整、喫煙対策（分煙化対策を含む。）、健康づくりに係る保健センターとの連絡調整、要介護認定の申請受付、診療放射線に関する保健所との連絡調整、課内庶務
	◎医務担当係	医務（母子保健に関するものを除く。）
	◎栄養推進担当係	栄養推進（母子保健に関するものを除く。）
	◎歯科保健担当係	歯科保健（母子保健に関するものを除く。）、ねたきり高齢者・障害者の歯科診療
保健予防課	◎保健予防係	課所掌事業に係る課・保健センターの予算・決算の総括、課所掌事業に係る課・保健センターの経理事務（感染症対策係及び感染症予防係に属するものを除く。）、精神保健福祉及び難病対策に関する企画・保健センターとの連絡調整、難病患者福祉手当、難病に係る医療費助成等、肝炎の治療に係る医療費助成、小児慢性特定疾病、障害者総合支援法に基づく扶助費の支払い（身体障害者及び知的障害者に係るものを除く。）、障害者総合支援法の規定による介護給付費等に係る費用の事業者への支払い等（身体障害者及び知的障害者に係るものを除く。）、障害者総合支援法の規定による介護給付費等に係る支給決定（身体障害者及び知的障害者に係るものを除く。）、精神保健（保健所に属するものを除く。）、心身障害者福祉手当（身体障害者及び知的障害者に係るものを除く。）、心身障害者の医療費の助成（身体障害者及び知的障害者に係るものを除く。）、自殺対策、課内庶務
	◎医務担当係	医務に関する保健所との連絡調整
	◎感染症対策係	感染症対策係及び感染症予防係の経理事務、感染症対策に関する保健所との連絡調整
	◎感染症予防係	感染症予防に関する保健所との連絡調整
青戸保健センター	◎保健サービス係	保健センターの予算・決算、保健センターの経理事務、地域の保健サービス（母子保健に関するものを除く。）、健康づくり事業、公害認定患者家庭療養事業、課内庶務
	◎新小岩保健センター 保健サービス係	地域の保健サービス（母子保健に関するものを除く。）、医療費公費負担事業、要介護認定の申請受付、健康づくり事業、公害認定患者家庭療養事業
金町保健センター	◎保健サービス係	地域の保健サービス（母子保健に関するものを除く。）、医療費公費負担事業、要介護認定の申請受付、健康づくり事業、公害認定患者家庭療養事業、課内庶務
	◎水元保健センター 保健サービス係	地域の保健サービス（母子保健に関するものを除く。）、医療費公費負担事業、要介護認定の申請受付、健康づくり事業、公害認定患者家庭療養事業

子育て支援部

※の組織が福祉事務所

子育て政策課 子ども・若者担当課長	管理係	区立児童福祉施設等の管理運営総括、児童福祉関係の国庫支出金・都支出金等の総括、児童館・区立学童保育クラブの管理運営、子ども未来プラザの管理運営、部事務事業の調整・進行管理、妊娠届の受付・母子健康手帳の交付、区立学童保育クラブの入会・使用料の徴収、区立学童保育クラブの間食費の助成、部課内庶務
	施設整備係	公立子育て支援施設の整備方針、子ども未来プラザの整備
	子ども政策係	子ども・若者支援施策の推進・総合調整、子ども・若者総合計画、児童福祉審議会
	子ども・若者事業係	子ども・若者育成支援に係る事業の実施
	児童館	施設の利用公開、児童福祉・児童文化に関する資料の収集・整理・展示・利用・交換、児童福祉に関する行事、児童の健全な育成についての相談、児童厚生施設・児童の福祉を増進することを目的とする組織等との連絡
	子ども未来プラザ	地域子ども・子育て支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子どもの健全育成の支援、子どもの健全育成の支援に係る関係機関との連携・調整、配慮を必要とする子ども・保護者に対する支援、地域の子育て支援体制の強化
子育て応援課	子育て応援係	子育て家庭に対する助成・支援、ファミリーサポートセンターの運営、課内庶務
	児童手当係	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童育成手当、ひとり親家庭等の医療費助成、子どもの医療費助成
	※ひとり親家庭相談係	福祉事務所子育て応援課の経理、母子・父子福祉資金・母子・父子福祉応急小口資金の貸付・償還等・女性福祉資金の償還等、母子・父子福祉、児童福祉法に基づく助産の実施・母子保護の実施に要する費用の支払・自己負担金の徴収、母子・父子寡婦福祉法・児童福祉法に係る国庫支出金・都支出金等、養育費の受け取り支援に係る助成、助産施設・母子生活支援施設の設置認可等
子育て施設支援課	施設支援係	私立保育所・私立幼稚園等からの総合的な相談、特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者の認可・内容変更・確認等、私立保育所等の整備・改修・助成、特定子ども・子育て支援施設・放課後児童健全育成事業の届出、課内庶務
	私立保育所係	私立保育所等との連絡調整、私立保育所等の運営に係る補助金等、私立保育所等の利用者に対する補助金等
	私立幼稚園係	私立幼稚園等との連絡調整、私立幼稚園等の運営に係る補助金等、私立幼稚園等の利用者に対する補助金等
	就学前教育支援係	私立保育所・私立幼稚園等に対する幼児教育の推進の支援
	指導検査係	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援施設の指導検査、児童福祉施設の指導検査（福祉部に属するものを除く。）、放課後児童健全育成事業の指導検査
保育課	保育管理係	区立保育所の管理運営、課内庶務
	入園相談係	保育の必要性の認定、保育施設等の利用調整、保育の実施・保育料等の徴収
	保育所	保育を必要とする乳児・幼児その他の児童の保育

児童相談部

■の組織が児童相談所

児童相談課 相談援助担当課長 児童保護担当課長 児童相談法務担当課長	■管理係	部内・児童相談所との連絡調整、部・児童相談所の予算・決算の総括、児童相談所の土地・施設設備の維持管理、児童相談所体制に係る事業の企画・調整・研修、児童相談所事業概要の作成、部課内庶務
	■事業係	児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センターの設置認可等、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業の届出等・養子縁組あっせん事業の許可等、児童相談システム、児童福祉施策に関する広報と啓発活動（他の部課に属するものを除く。）
	■相談係	児童虐待等に係る相談の受付、児童相談所業務統計、児童虐待等に係る相談・援助・心理に関する事業の企画・調査・児童相談所との連絡調整
	■援助第一係	児童虐待等に係る援助に関する児童相談所との連絡調整
	■援助第二係	
	■心理第一係	児童虐待等に係る心理に関する児童相談所との連絡調整
	■心理第二係	
	■保護第一係	一時保護に関する児童相談所との連絡調整、一時保護に係る管理事務
	■保護第二係	一時保護に関する児童相談所との連絡調整
■保護第三係		
子ども家庭支援課	管理係	子ども総合センターの管理、課の経理、課内庶務
	子ども家庭第一係	子ども及びその家庭に係る総合的な相談・支援（子どもの発達障害に係る相談及び支援に関すること並びに母子保健事業の実施に関するものを除く。）
	子ども家庭第二係	
	金町子どもセンター係	金町子どもセンター、子ども総合センターの事業連携
	母子保健係	母子保健、母子保健に係る医療費助成、母子保健事業に係る保健所・保健センターとの連絡調整
	発達相談係	子どもの発達相談、子どもの発達障害に係る保育園等の巡回・訪問指導、子どもの発達障害に係る関係機関との連絡調整、障害者総合支援法・児童福祉法に規定する相談支援事業、5歳児健康診査事業

都市整備部

交通政策担当部長

都市施設担当部長

街づくり担当部長

調整課 かわまちづくり担当課長	事務係	社会資本整備総合交付金システムの総合調整、部課内庶務
	事業調整担当係	部事務事業に係る部内・他の部との調整、部事務事業に係る関係機関との連絡調整、部の事業計画・進行管理、水防、雨水流出抑制計画の指導、土木の技術管理
	かわまちづくり担当係	かわまちづくり事業の推進・関係機関との調整、河川空間の利活用の推進
交通政策課 新金線旅客化担当課長 交通安全対策担当課長	交通計画係	交通計画の立案・関係機関との連絡調整、交通政策に係る技術管理、課内庶務
	新金線旅客化担当係	新金線の旅客化
	交通安全対策係	交通安全対策、自転車の活用推進、自転車の安全利用、自転車駐車場の整備に係る調整、自転車駐車場・自転車置場・自転車保管場所の管理、民営自転車等駐車場の整備に係る助成、路上の放置自転車等の対策、駐車場整備計画、公共駐車場の設置・管理、駐車場の整備に係る助成、路外駐車場の届出、違法駐車等の対策

都市計画課 街づくり推進担当課長 新小岩街づくり担当課長 金町街づくり担当課長 立石駅北街づくり担当課長 立石駅南街づくり担当課長 高砂・鉄道立体担当課長 密集地域整備担当課長	事務係	課内庶務
	都市計画係	建築審査会、都市計画審議会、都市計画に係る許可・届出等、国土利用計画、区画整理等の開発に係る認可、公有地の拡大の推進
	街づくり計画担当係	都市計画の基本方針、道路・公園等の全体の方針、都市景観の基本方針、水辺の全体方針、葛飾区区民参加による街づくり推進条例に基づく手続、都市復興
	地域街づくり担当係	市街地整備の企画・調整、都市再生整備計画、街づくりの啓発・街づくり組織の支援、街づくり事業の調査・計画、街づくり事業・密集地域整備事業に係る技術管理
	市街地開発担当係	市街地整備の企画・事業推進、市街地整備に係る街づくりの啓発・街づくり組織の支援
	密集地域整備第一係	密集住宅市街地整備事業、住宅密集地域における市街地の整備、その他防災都市づくり事業
	密集地域整備第二係	
	密集地域整備第三係	
	新小岩街づくり担当係	新小岩駅周辺街づくり事業の調査・計画、新小岩駅周辺街づくりの啓発・街づくり組織の支援
	金町街づくり担当係	金町駅周辺街づくり事業の調査・計画、金町駅周辺街づくりの啓発・街づくり組織の支援
	立石駅南街づくり担当係	立石駅南口地区街づくり事業の調査・計画、立石駅南口地区街づくりの啓発・街づくり組織の支援
	立石鉄道立体担当係	京成押上線の鉄道立体事業の促進
	高砂地域整備担当係	高砂駅周辺街づくり事業の調査・計画、高砂駅周辺街づくりの啓発・街づくり組織の支援
	高砂鉄道立体担当係	高砂駅付近の鉄道立体化の推進
立石駅周辺地区街づくり事務所	立石駅北口地区街づくり事業の調査・計画、立石駅北口地区街づくりの啓発・街づくり組織の支援	
住環境整備課	企画管理係	住宅政策の推進、住宅基本計画、分譲マンションに係る維持管理・建替えの相談、分譲マンションの適正管理の推進等、空き家の相談、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置・空家等対策計画の作成、空き家の有効活用、公共住宅の建設に係る協議・調整、建築紛争調整、課内庶務
	住宅運営指導係	区営住宅、区民住宅、コミュニティ住宅、高齢者・障害者向け住宅の整備、高齢者・障害者の住宅支援事業、区営住宅・区民住宅・コミュニティ住宅に係る使用料等の徴収・滞納整理、都営住宅等の入居者募集、都営住宅の区移管、住宅用家屋証明、葛飾区居住支援協議会
	開発指導係	開発行為等、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可等、道路位置の指定等、既存道路の調査、集合住宅等の建築指導・優良認定、私道整備の助成、私道排水設備の助成、水洗便所の助成、特定施設に係る高齢者・障害者等に配慮した施設整備の推進、優良宅地の認定
	細街路整備係	建築物の建替え等に伴う細街路の拡幅整備・用地処理、細街路の拡幅整備・宅地開発に係る技術管理
建築課	事務係	建築に関する各種申請等の受付・住宅用家屋証明を除く諸証明の発行、建築計画概要書の閲覧、住居表示、町区域の変更、建築行政共有データベースシステムの運用管理、指定確認検査機関からの報告、課内庶務
	計画指導係	建築技術に係る計画・調整、建築の技術管理、建築許可・違反建築処分の公聴会、建築物の防音対策、違反建築物等の是正措置、建築物の調査・報告・指導
	審査係	建築確認、建築許可申請等の審査・検査・指導、建築物に関する認定・届出等の審査・指導、長期優良住宅の認定、建築相談
	構造設備係	建築確認、建築許可申請等の建築物の構造の審査・検査・指導、特殊な構造方法を用いる建築物、建築工事に係る危害防止、特定建築物等の報告・指導、建築確認・建築許可申請等の建築設備の審査・報告・検査・指導、建築物に関する認定・届出等の建築設備の審査・指導、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素住宅の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定・適合性判定等
	建築安全係	建築物の耐震、建築物の液状化対策、ブロック塀等の安全対策、アスベスト対策、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物の解体

道路管理課	管理係	道路・公共溝渠等の管理、車両制限、道路等の認定・改廃、法定外公共物等の調査・譲与、民有道路敷等の用地処理（細街路整備に係るものを除く。）、道路等の用地の寄附受領等、道路等の証明等、道路情報、課内庶務
	占用監察係	道路・公共溝渠等の占用・使用の許可、道路管理システム、道路工事調整協議会、屋外広告物の許可・取締り、道路掘削工事等の調整指導、自費工事の承認、沿道掘削の指導、道路・公共溝渠等の不法占用・不法使用の処理
	測量係	道路台帳の調製・保管、道路・これに準ずる区有地の境界確認、地籍調査事業、測量標等の設置・管理、道路工事に伴う事業施行区域の指導、沿道工事に伴う道路区域等の指導、地理情報システム、道路管理等の技術管理
道路建設課	事業推進係	都市計画道路等の事業計画・進行管理、電線類の地中化に係る事業計画、都市計画道路等の事業認可・国庫補助金、都市計画道路等に係る用地の調査、課内庶務
	工事係	都市計画道路等の設計・工事の施行、電線類の地中化工事の設計・施行、都市計画道路事業等に係る技術管理
	用地第一係	都市計画事業用地等の評価・物件の補償、都市計画事業用地の取得、市街地整備用地等の取得、土地収用法に基づく収用、土地の収用に係る関係機関との連絡調整
	用地第二係	
	用地第三係	
用地第四係		
道路補修課	工務係	道路・橋梁・公共溝渠・公衆便所等の維持管理業務の計画・進行管理、道路保全事務所との連絡調整、関係機関との調整、道路・公共溝渠等の新設改良工事等の計画・進行管理、道路・公共溝渠等の調査・修繕改修計画の策定、道路・橋梁等の維持管理に係る技術管理、課内庶務
	道路照明係	街路灯の修繕改修工事の設計・施行、街路灯の維持管理に係る業務委託、私道防犯灯の助成
	工事第一係	道路・公共溝渠等の修繕改修工事の設計・施行、道路・公共溝渠等の新設改良工事等の設計・施行、受託復旧工事の設計・施行、交通安全施設設置工事の設計・施行、歩道勾配改善事業
	工事第二係	
	橋梁係	橋梁の架け替え・新設・改修等の事業計画・進行管理、橋梁の架け替え・新設・改修等の工事の設計・施行
	街路樹係	街路樹の維持管理計画・維持管理工事の設計・施行、街路樹の維持管理に係る業務委託、自然再生区域の植物の管理
	道路保全事務所	区内道路施設等の維持補修等、水防作業等
公園課	工務係	公園・児童遊園・管理河川・排水場の計画・調整・進行管理、公園・児童遊園等事業の国庫補助金等、公園管理所との連絡調整、宅地開発に伴う公園整備、公園・児童遊園等事業に係る技術管理、課内庶務
	建設係	公園・児童遊園・管理河川の新設改良工事、排水場施設の撤去工事、新設改良工事・撤去工事に伴う関係機関・区民との調整
	施設再生係	公園・児童遊園の施設再生事業、公園・児童遊園・管理河川・排水場の維持工事、施設再生事業に伴う関係機関・区民との調整
	管理運営係	公園・児童遊園・金魚展示場の管理運営、管理河川・排水場の管理、公園・児童遊園・管理河川・排水場の占用・使用、静観亭、民間遊び場
	公園管理所	公園施設の維持管理、水防作業等

会計管理者

会計管理室

会計管理課	会計管理係	会計事務・物品管理事務の指導、支出負担行為の確認、収入通知・支出命令の審査、決算、物品の出納保管・需給調整、課内庶務
	出納係	収入通知・支出命令の執行、小切手の振出し、現金・有価証券・担保物の出納保管、支払資金、会計資料、歳入・歳出の簿記、指定金融機関

教育委員会事務局
教育次長
学校教育担当部長

教育総務課	教育総務係	委員会の庶務、公印、事務局職員その他職員の人事、学校職員の人事・福利厚生、文書の收受・発送・配布・保存、奨学資金、私立高等学校等入学資金融資あっせん、事務局・課内庶務
	教育企画係	委員会の会議、委員会事務事業の企画・調整・進行管理、文書の審査、法規・庁規、請願・陳情、委員会の予算・決算の調整、調査・統計、教育広報・教育相談、葛飾区教育振興基本計画の調整・推進
	学校施設開放係	学校施設の社会教育その他公共のための利用
学校施設課 学校施設整備担当課長	学校施設係	区立学校等・校外施設・教職員宿舍の財産管理、区立学校・校外施設の有効利用、区立学校・校外施設・教職員宿舍の用地取得計画等、区立学校・校外施設・教職員宿舍の用途変更・用途廃止、移動教室（校外施設で執行する分に限る。）、区立学校等・校外施設・教職員宿舍の整備、区立学校等・校外施設・教職員宿舍の設置・廃止、区立学校等・校外施設・教職員宿舍の維持管理、国庫補助金等の申請、課内庶務
	学校施設整備担当係	区立学校の改築、学校施設環境の整備に係る調整
学務課	学事係	学齢児童・生徒の就学、通学区域、区立小学校・中学校・幼稚園の学級編制、区立学校の教材・教具の整備、その他区立学校の運営、就学の援助、課内庶務
	給食保健係	学校給食、学校保健衛生、学校管理下における児童・生徒の災害共済給付、学校保健委員会、学校医・学校専門医・学校歯科医・学校薬剤師
教育指導課 学校教育推進担当課長	教育振興係	教科書採択、林間学校・臨海学校・移動教室（学校施設課学校施設係が所掌する事務を除く。）、区立学校の連合行事等、教職員の旅費、科学教育センターの維持管理、科学教育センターの事業、課内事業の調整、教育振興に係る特命事項、課内庶務
	事務係	教職員の身分取扱い・服務・給与（旅費を除く。）・福利厚生、東京都教育委員会との連絡・補助執行
	いじめ対策担当係	いじめ防止の対策等
	教育情報係	学校教育の情報化施策、学校教育総合システム、学校ICT環境の整備
	教育環境調整係	水泳指導に係る調整
	幼児教育担当係	幼児教育
	指導主事	学校教育課程、学校の学習指導・進路指導等、教職員の研修、教材の取扱い、教科書採択、いじめに関すること
総合教育センター教育支援課 総合教育センター管理担当課長	管理係	総合教育センターの施設の維持管理、課の予算・決算の総括、地域集会施設等の使用、特別支援教育・不登校支援・日本語指導・生活指導等に関わる学校の環境整備、総合教育センター会計年度任用職員の任免・その他人事、総合教育センターのICT環境の整備、総合教育センター内庶務
	特別支援教育係	特別支援教育の推進、特別支援教室の学級編制、専門家チームの派遣、知能検査
	教育支援係	不登校対策、日本語指導、健全育成、生活指導、総合教育センターの教育相談、指導主事の補佐
	就学相談係	特別な支援を必要とする児童・生徒等の就学相談、特別な支援を必要とする児童・生徒等の就学決定等、区立学校の特別支援学級等の学級編制、保田しおさい学校の学級編制、区立学校の医療的ケア、副籍制度
	指導主事	特別支援教育・日本語学級に関わる教育課程、特別支援教育・不登校対策・日本語指導・健全育成・生活指導等、特別支援教育・不登校対策・日本語指導・健全育成・生活指導等の教職員研修、特別支援教育・不登校対策・日本語指導・健全育成・生活指導等の教材の取扱い、特別支援学級の特別支援教育に関わる教科書採択
地域教育課	青少年育成係	青少年教育、青少年委員、青少年団体の育成指導、青少年問題協議会、青少年育成地区委員会、学校支援に係る地域人材、課内庶務
	地域家庭連携係	地域教育・家庭教育の推進、学校・家庭・地域の連携、学校地域応援団

放課後支援課	放課後支援係	私立学童保育クラブの整備、私立学童保育クラブの整備・運営に係る国庫支出金・都支出金、私立学童保育クラブの運営に係る補助金、私立学童保育クラブの入会調整、その他私立学童保育クラブ、課内庶務
	放課後子ども事業係	放課後子ども事業の運営
	放課後事業推進係	放課後支援事業の調整
生涯学習課	生涯学習係	生涯学習の調整、文化・芸術、課内庶務
	学び支援係	社会教育計画、社会教育委員、生涯学習情報の提供、区民の学習・交流、各種講座・教室等の実施、社会教育関係団体の育成・支援、生涯学習・社会教育に係る指導・助言
	区民大学係	かつしか区民大学
	文化的景観係	葛飾柴又の文化的景観
	博物館管理係	博物館の施設の利用・管理・運営・計画策定、文書の受発・編集・保存、予算・会計事務、職員の給与・サービス、館内庶務
	博物館事業係	郷土と天文に関する資料の収集・保管・展示、利用に関する必要な説明・助言・指導、資料の調査研究・刊行物の発行、講演会・講習会・研究会等、郷土・天文に関する普及啓発、教育・学術・文化に関する諸施設・団体との連携、学習活動、文化財の保護・調査・登録・指定、登録文化財・指定文化財の管理・保存事業の助成、文化財の活用・文化財に対する愛護思想の啓発
生涯スポーツ課	管理係	区有体育施設の利用・管理・運営・財産管理・整備計画、課内庶務
	事業係	区民のスポーツ振興、スポーツ推進委員、社会体育団体、社会体育事業（ランフェスタ係に属するものを除く。）
	ランフェスタ係	かつしかふれあいRUNフェスタの開催、社会体育事業のうちランニング事業
中央図書館	管理係	公印、職員の給与・サービス、文書の受発・編集・保存、予算・会計事務、中央館の施設の維持管理、地域館、区立図書館基本計画、図書館施設整備計画調査、館の改修・開設、図書サービスカウンター・図書返却ポストの開設、館内庶務
	事業推進係	情報システムによる図書館資料の管理・利用、図書資料・視聴覚資料の選定・発注・装備・受入れ、区立図書館事業に係る計画・調整、統計・広報・研修、図書館資料の調査相談、図書資料の収集・整理・保存、図書資料の館内利用・館外貸出し・団体貸出し、図書資料の相互貸借、視聴覚資料の収集・整理・保存・利用、読書室・対面朗読室・録音室等の利用、読書案内・読書相談、郷土資料・行政資料の収集・整理・保存・利用、読書会・研究会・映写会等の開催・奨励、葛飾区男女平等推進センターの図書資料・視聴覚資料・行政資料等の貸出し
	地域図書館	公印、職員のサービス、文書の受発・編集・保存、図書資料の収集・整理・保存、図書資料の館内利用・館外貸出し、図書資料の相互貸借、視聴覚資料の収集・整理・保存・利用、読書室等の利用、読書案内・読書相談、読書会・研究会・映写会等の開催・奨励、地区館・図書サービスカウンターの図書資料の貸出し・運営、図書返却ポストの運営、地域館の所管する施設の維持管理、男女平等推進センターの図書資料・視聴覚資料・行政資料等の貸出し

監査事務局

事務局長	監査担当係	定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査、例月出納検査、住民監査請求、事務局内庶務
------	-------	---

選挙管理委員会事務局

事務局長	選挙担当係	各種選挙の管理・執行・啓発、直接請求等に係る署名審査、解散・解職請求に係る審査・投票事務、国民投票の執行・啓発、検察審査員・裁判員候補者予定者名簿の調製、事務局内庶務
------	-------	---

区議会事務局
事務局長

次長	庶務係	文書・公印、職員の人事・給与、予算・決算・経理、議長・副議長の秘書、儀礼・交際、議員の報酬・費用弁償、議員共済会、議場・委員会室等、議会の傍聴、事務局内庶務
	議事調査担当係	本会議、委員会、議案の調査・立案、会議録・会議記録、請願・陳情等、議決事項の処理、議事関係法規・先例、資料の収集・統計、議会広報、議会図書室、その他会議・調査